吉野川市地域福祉計画

(素 案)

平成 24 年 11 月

Ι 計画の前	前提	1
第1章 計	画策定の趣旨	3
	†画の位置づけ及び法的根拠	
	†画の期間	
Ⅱ 市の現場	犬と地域福祉推進のための課題	7
第1章 市	の現状と今後の見通し	9
(1)	少子高齢化の進行	9
(2)		
(3)	幼児・児童の状況等	10
(4)	介護や支援を必要とする市民の増加	12
(5)	地域活動等の状況	16
(6)	地域コミュニティの変容と住民自治への新たな取り組み	
第2章 地	域福祉に係る市民意識とニーズ	18
(1)	「顔のみえる」市民相互の関係づくりの必要性	18
(2)	ボランティア等の地域活動への市民の参画の促進	20
(3)	福祉のまちづくりのための取り組みについて	22
第3章 福	祉関係団体調査にみる課題	25
(1)	社会福祉法人 吉野川市社会福祉協議会	25
(2)	吉野川市民生委員児童委員協議会	25
(3)		
(4)	吉野川市身体障害者連合会	26
(5)	吉野川市ボランティア連絡協議会	27
(6)	公益社団法人 吉野川市シルバー人材センター	
(7)		
(8)		

第4章 福祉	业・保健関連分野における取り組みと課題 <u></u>	29
(1)	高齢者保健福祉•介護保険事業分野	
(2)	障がい福祉分野	
(3)	次世代育成分野	
(4)	保健医療分野	
(5)	災害時要援護者の支援	
第5章 地域	或福祉を推進する上での基本課題 <u></u>	33
(1) t	世帯規模の縮小や核家族世帯の増加に伴う地域の変容への対応	33
	安心できる子育て環境づくり	
(3)	高齢化に伴う要介護・要援護高齢者の増加への対応	34
(4)新	「たな高齢者像の構築によるゆたかで活気ある高齢社会づくり	34
(5)制	度改革に対応した障がいのある人の自立生活を実現できる地域つ	がくり <u></u> 34
Ⅲ 計画の基	本的な考え方	37
第1章 計画	画の基本的な考え方	39
(1)	基本理念	39
(2)		
(3)	地域福祉推進のための圏域設定の考え方	41
第2章 施第	策体系と重点的な取り組み方向	42
(1)	施策の体系	42
(2)	地域福祉推進のための重点施策	43
Ⅳ 地域福祉	推進のための施策の方向	45
第1章 「多	安心」を形にするために	47
1 – 1	総合的な相談体制・ケアマネジメント機能の充実	47
1-2	地域における身近な相談機能の充実	50
	支援を要する人へのケア体制の充実	
第2章 利用	用者本位のサービスを提供するために	55
2-1	サービス事業者や NPO 活動の育成	55
2-2	良質で多様なサービス供給の仕組みづくり	57
2-3	福祉サービス利用者の権利擁護	59

2-4	適切かつ広範な情報提供体制の整備充実	61
第3章 「地	也域福祉力」を高めるために <u></u>	63
3-1	ボランティア活動の活性化 <u></u>	63
3-2	地域全体で支えあう体制の確立	66
3-3	心のバリアフリー化の推進	71
3-4	安心・安全なまちづくりの推進	74
第4章 計画	画の推進のために	80
	市内各地域における推進体制	
(2)	市民、ボランティア、NPO、民間事業者等の役割	
(3)	行政の役割	80
(4)	社会福祉協議会の推進機関としての役割	
(5)	県等との必要な情報の共有と連携 <u></u>	8 1
資料編		83
(1)	地域福祉計画の策定経過	
(2)	策定委員会設置要綱	
(3)	策定委員名簿	

I 計画の前提

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

地域社会の現状は、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、 地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど変容しつつあります。少子 高齢化社会の進展や深刻な経済不況の中で高齢者、障がいのある人などの生活 上の支援を要する人々は一層厳しい状況におかれています。

他方で、ボランティアやNPO法人などの活動も活発化し、社会福祉を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きも顕著となっています。

こうした相矛盾する社会状況の中で、福祉行政の役割は極めて重要となっており、加えて地域住民の自主的な助け合いなどの意義も益々大きくなっています。特に、今般、全国各地でいわゆる高齢者の所在不明問題が発生し、地域社会のつながりの希薄化が改めて明らかになり、少子高齢化社会における高齢者等の孤立が憂慮されるところとなっています。さらには、平成23年3月11日の東日本大震災は、東北地域を中心に甚大な被害をもたらし、復興への歩みはまだ始まったばかりの中で、日頃からの地域社会のつながりと助け合いがいかに大切であるかを全国民が改めて認識したところです。

本市においては、総合計画の中で、将来都市像を「世代を越えて、夢紡ぐまち新・生活創造都市をめざして」とし、施策の展開として「健康で快適に暮らせる地域をめざして」「ゆとりとふれあいの生活環境の形成をめざして」を掲げており、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの各根拠法令等に基づく福祉施策の展開とともに、市社会福祉協議会、福祉施設等の社会福祉法人や市民の主体的な福祉ボランティア活動などの育成や活動内容の充実、相互の連携・協働¹を強め、市全体としての「地域福祉力」を高めていくことが求められます。

このため、市民だれもがそれぞれの人権を尊重し自分らしく、安心していきいきと暮らすことができるよう、地域福祉力を高める方向性とビジョンを掲げ、その実現に必要な施策等を取りまとめるために「吉野川市地域福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ及び法的根拠

吉野川市地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉

¹協働:異なる主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせ活動することを指します。

計画」であり、市の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものです。

特に、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「障害福祉計画」などこれまでの福祉分野別の個別計画の中で掲げられている理念・目標を尊重しながら、地域全体としての福祉のあり方を社会福祉法における市町村地域福祉計画に盛り込むことが求められている事項から新たにとらえ直し、共通する理念や福祉ビジョンを定めるとともに、「自助・共助・公助」の観点から取り組みの方向を定めるものとします。

図表 地域福祉計画に盛り込むことが求められる事項

社会福祉法(抄) (昭和 26 年法律第 45 号)

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

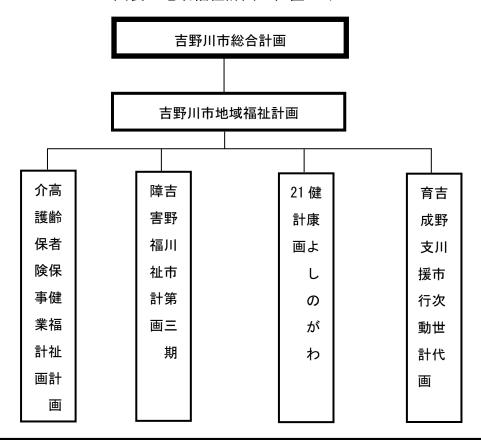
(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

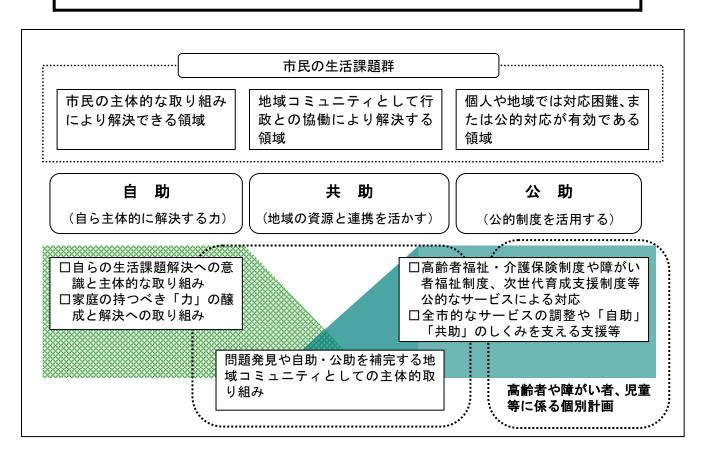
(市町村地域福祉計画)

- 第 107 条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。
 - 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

図表 地域福祉計画の位置づけ



吉野川市地域福祉計画(地域福祉推進の目標と自助・共助・公助からの共通課題への対応)



3 計画の期間

計画の計画期間は、平成 25 年度(2013 年度)から平成 29 年度(2017年度)までの5か年とします。

ただし、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

Ⅲ 市の現状と地域福祉推進のための課題

第1章 市の現状と今後の見通し

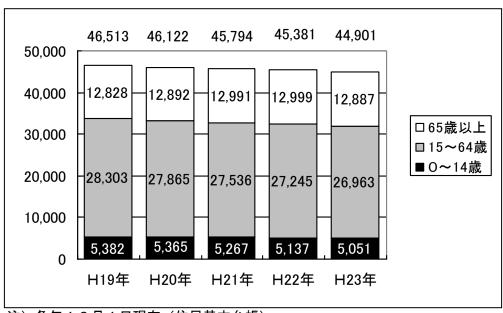
(1) 少子高齢化の進行

本市の総人口は、住民基本台帳によると平成 23 年には44,901 人で、 平成 19 年からの推移をみると 1,612 人の減少となっており、一貫して減少 傾向で推移しています。

こうした中、年齢階層別人口をみると、年少人口(0~14歳)は5,051人(11.2%)、生産年齢人口(15~64歳)は26,963人(60.0%)となっており、人数、構成比率ともに減少傾向にあります。一方、老年人口(65歳以上)は12,887人(28.7%)と平成19年より人数、構成比率ともに増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

図表 人口の動向

(単位:人)



注) 各年10月1日現在(住民基本台帳)

(2)世帯の変化~核家族化と世帯規模の縮小化

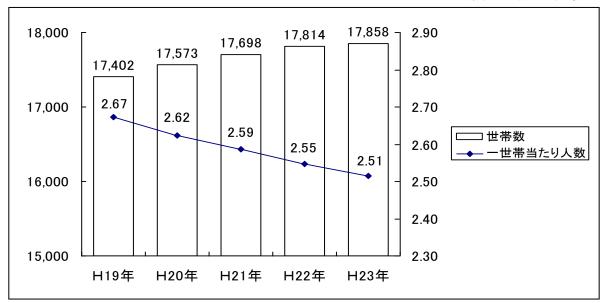
吉野川市における世帯数は、住民基本台帳によると平成 23 年には 17,858 世帯で、平成 19 年からの推移をみると456 世帯の増加となっており、一貫して増加傾向で推移しています。

また、一世帯当たり人数をみると、平成 19 年の 2.67 人から平成 23 年の 2.51 人へと 0.16 人減少し、核家族化が進んでいることがうかがえます。

こうした中で、核家族化の進行とともに、高齢者世帯の増加傾向が指摘されます。

図表 世帯数の動向





注) 各年10月1日現在(住民基本台帳)

(3) 幼児・児童の状況等

幼児人口の推移では、平成 19 年の 1,941 人から平成 23 年の 1,802 へと 139 人の減少となっていますが、O歳は平成 23 年に増加に転じています。 保育所の状況では、平成 22 年度以降において待機児童が解消され、また、特別保育については、O歳児保育、障がい児保育ともに増加傾向にあります。

図表 幼児人口の推移

(単位:人)

	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
0~5歳合計	1, 941	1, 907	1, 909	1,819	1,802
O歳	271	308	293	261	285
1歳	312	291	324	302	279
2歳	310	313	292	315	300
3 歳	345	316	315	292	329
4歳	330	353	331	311	291
5歳	373	326	354	338	318

注) 各年4月1日現在(住民基本台帳)

図表 保育所の状況

(単位:人)

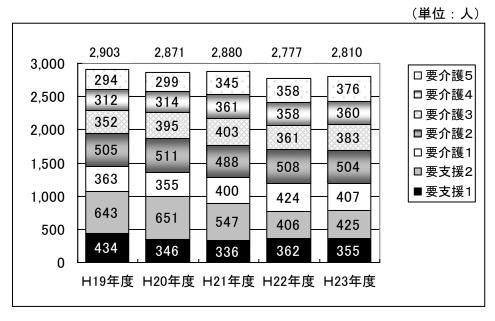
	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
定員数	745	745	700	700	700
待機児数	3	5	3	0	0
特別保育	74	68	65	78	81
0 歳児保育	58	56	56	66	67
障害児保育	16	12	9	12	14

(4)介護や支援を必要とする市民の増加

高齢化の進行や介護保険施設の増加、地域密着型サービス内容の多様化などに伴い、介護(介護予防)サービスを利用する高齢者が増加しています。近年の要介護認定者数においては、減少と増加を繰り返して推移していますが、要介護度別にみると要介護5といった重度の方の数は一貫して増加傾向で推移しています。

国は、平成 24年度からの介護保険制度の改正において、高齢者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の実現を掲げ、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスの一体的な提供を推進することとしています。

そのためにも、地域住民が高齢者の福祉や要介護者等の支援について理解を深め、相互に支え合い、市民と行政や関係機関が連携し、地域の様々な課題に取り組む中で支援の輪を広げていくことが必要となっています。



図表 要介護認定者数の推移

注) 各年3月31日現在

身体障害者手帳所持者の数は、平成 24年4月1日現在 2,451 人で、一貫 して増加傾向で推移しています。

身体障がい者の場合には、生活習慣病が重症化した疾病などに起因する障がいも多いことから、総じて重度化が進むとともに、全体の7割以上を65歳以上の高齢者が占める状況です。

身体障害者手帳所持者の内訳をみると、肢体不自由の占める割合が高くなっていますが、近年では内部障がい(心臓・肝臓・呼吸器等の障がい)も著しい伸びをみせています。

(単位:人) 2,451 2,305 2,315 2,367 2,407 2,500 200 189 □6級 187 190 192 158 163 164 163 163 □ 5級 2.000 549 554 538 ■4級 511 527 1,500 □3級 356 341 335 327 326 □2級 1,000 359 378 363 379 373 ■1級 500 765 797 829 736 733 0 H20年 H21年 H22年 H24年 H23年

図表 身体障害者手帳所持者数の推移

注) 各年4月1日現在

図表 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

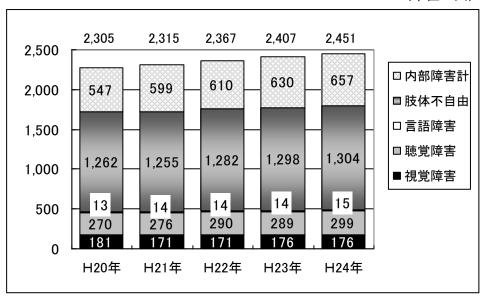
(単位:人)

	H20年	H21年	H22年	H23 年	H24 年
合 計	2, 305	2, 315	2, 367	2, 407	2, 451
18 歳未満	23	24	25	23	25
10 脉不冲	(1.0%)	(1.0%)	(1.1%)	(1.0%)	(1.0%)
18~29 歳		671	CCO	C71	C7.F
30~49 歳	688 (29.8%)	671 (29. 0%)	668 (28. 2%)	671 (27. 9%)	675 (27. 5%)
50~64 歳	(29.070)	(29.070)	(20. 270)	(21.970)	(21. 5 70)
65 塩 い L	1, 594	1,620	1, 674	1, 713	1, 751
65 歳以上	(69.2%)	(70.0%)	(70.7%)	(71.2%)	(71.4%)

注)各年4月1日現在

図表 障害別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

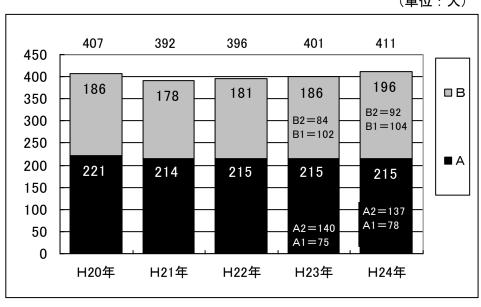


注) 各年4月1日現在

また、本市における療育手帳の所持状況をみると、平成21年以降において は、微増傾向で推移しており、平成 24年には411 人となっています。障が い区分別にみると、B(中・軽度)の伸びがA(重度)を上回っています。

図表 療育手帳所持者数の推移

(単位:人)



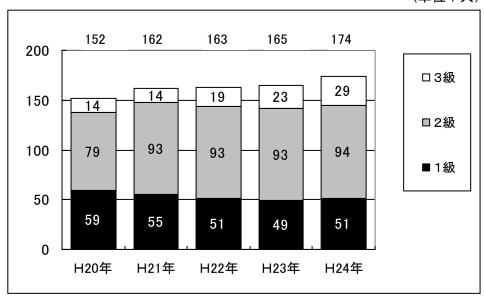
注)各年4月1日現在

平成 23 年以降は、手帳区分の細分化を表示。

次に、本市における精神障害者保健福祉手帳の所持状況をみると、平成 20 年以降においては、微増傾向で推移しており、平成 24年には 174人となっています。等級別にみると、1級及び2級がほぼ横ばいで推移しているのに対し、3級は平成 20 年の 9.2%から平成 24年には 16.7%を占めており、大幅な増加傾向にあります。

図表 精神障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)



注) 各年4月1日現在

生活保護の状況は、長引く不況を反映して、近年、被保護世帯数は一貫して増加傾向にあります。

図表 生活保護の被保護世帯数・生活保護費の推移

(単位:世帯・百万円)

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
被保護世帯数	431	447	476	521	543
生活保護費	890	948	1, 044	1, 116	1, 098

(5) 地域活動等の状況

ボランティア活動については、個人は平成23年に一時増加したものの、減少傾向で推移し、団体では増加と減少を繰り返して推移しています。

図表 ボランティア活動の推移

(単位:人・団体)

	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
個人	1, 750	1, 460	1, 264	1, 384	1, 257
団体	8	13	7	9	8
合計	1, 758	1, 473	1, 271	1, 393	1, 265

民生委員・児童委員の活動として、住民の地域支援や生活費、在宅福祉に関する相談や支援を中心に行っています。また、主任児童委員においては、子どもの地域生活、子どもの教育・学校生活、子育てに関する相談や支援を中心に行っています。

図表 民生委員・児童委員の活動状況 (H23 年度)

(単位:人・団体)

	民生委員・児童委員	主任児童委員
在宅福祉	165	4
介護保険	119	0
健康・保険医療	97	3
子育て・母子保健	16	20
子どもの地域生活	196	80
子どもの教育・学校生活	29	68
生活費	187	3
年金・保険	15	1
仕事	41	0
家族関係	65	3
住居	35	0
生活環境	55	0
日常的な支援	416	27
その他	655	19
合計	2, 091	228

[※] 各民生委員児童委員よりの活動記録報告が、市に提出された分のみの数値

(6) 地域コミュニティの変容と住民自治への新たな取り組み

以上のように、少子高齢化や世帯構造の変化が進んでいく中で、支援を必要とする市民に対し、地域として一体的に取り組む課題は数多く、多様化しています。

しかし一方で、地域コミュニティそのものが人口減少や少子高齢化に伴って 大きく変容し、一部の地域ではコミュニティ機能の維持が危惧される状況が見 受けられます。

特に本市の場合は、人口減少と高齢化からくる集落機能の維持・存続が困難になりつつあるため、問題を複雑かつ困難なものにしているものと考えられます。

このような状況を受け、市では地域自治を推進していくための仕組みづくり として自治会単位を越えた新たなコミュニティを確立していくことが必要と考 えられます。

それぞれのコミュニティ単位での自主的な事業運営を推進していくなど、行政(市)との新しいパートナーシップ(協働関係)によるまちづくりへの取り組みが求められ、その一環として、市民にとって身近な福祉分野での、地域が一体となった主体的な課題解決に向けた取り組みが期待されています。

第2章 地域福祉に係る市民意識とニーズ

計画の策定にあたり、地域福祉に係る市民の意識とニーズを把握するため、 市民アンケートを次のとおり実施しました。その結果からみえる課題を整理 します。

図表 調査の実施方法と結果

調	査	対	象	吉野川市に居住する 20 歳から 75 歳までの 市民 2,000 名	
調査の時期と方法		平成 24 年 8 月	郵送による配布・回収		
回山	回収数と回収率				有効回収率:40.7%

※グラフ中の「n」は、有効回答者数をあらわします。

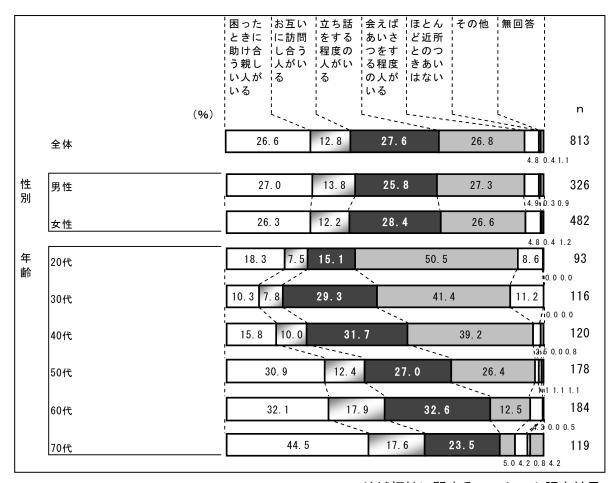
(1)「顔のみえる」市民相互の関係づくりの必要性

市民相互の関係について、近所づきあいの程度については、「立ち話をする程度の人がいる」、「会えばあいさつをする程度の人がいる」、「困ったときに助け合う親しい人がいる」がそれぞれ3割弱を占め、「お互いに訪問し合う人がいる」は1割強にとどまります。なお、「ほとんど近所とのつきあいはない」は4.8%となっています。

年齢では、20代、30代、40代で「会えばあいさつをする程度の人がいる」、50代、70代で「困ったときに助け合う親しい人がいる」、60代で「立ち話をする程度の人がいる」が最も多くなっているなど、比較的高い年齢層では、若い年齢層より親しい近所づきあいをしている傾向がみられます。

これらのことから、若年層を中心に地域への関心を高め、常に顔のみえる市 民相互の関係を深めていく必要があります。

図表 近所付き合いの程度



地域福祉に関するアンケート調査結果

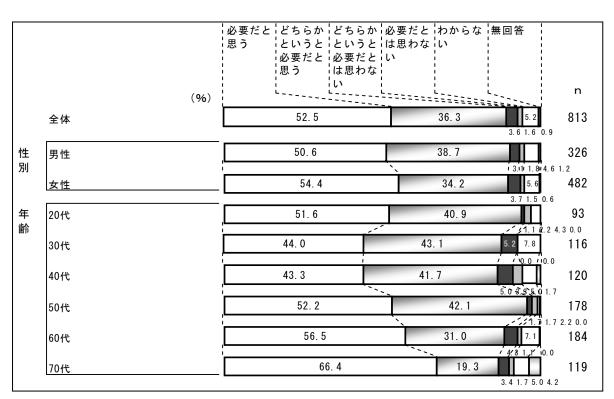
(2) ボランティア等の地域活動への市民の参画の促進

地域にあるさまざまな問題を解決するために市民相互の助け合いの関係(協力関係)が必要か否かをたずねた結果では、"必要だと思う"と認識している割合が9割弱にのぼる結果であり、"必要だと思わない"はわずかに 5.2%にとどまります。

実際に福祉ボランティア・助け合い活動などの参加状況をみると、「活動したことがない」が6割台半ばで最も多く、次いで「以前活動したことがある」が2割台半ば、「現在活動している」が6.0%となっており、過去も含め活動参加者の割合は3割強にとどまります。

年齢では、20代、30代で「以前活動したことがある」が3~4割を占めるなど、若い年齢層の活動参加経験が多い傾向がみられます。

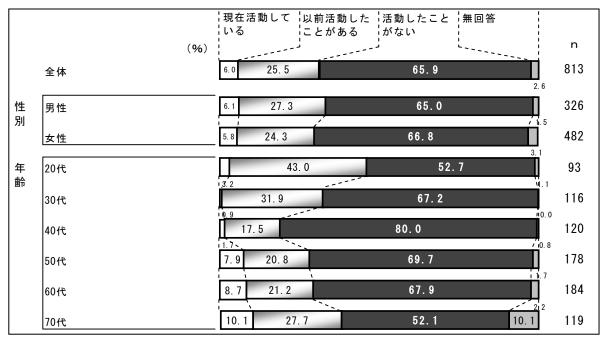
また、福祉ボランティア、助け合い活動などに興味や参加の意向があるかどうかをたずねたところ、「興味はあるが、参加する機会がない」が4割強で最も多く、参加機会の充実が求められています。以下「興味はあるが、参加しようとは思わない」・「参加するつもりはない」が2割弱、「参加したい、または活動を続けたい」が1割台半ばとなっています。



図表 地域での助け合いなどの関係の必要性

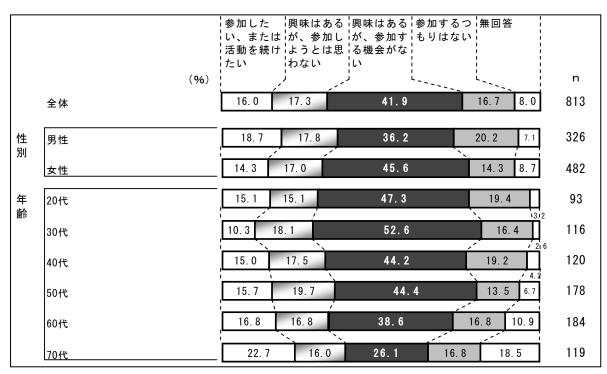
地域福祉に関するアンケート調査結果

図表 福祉ボランティア、助け合い活動などの活動状況



地域福祉に関するアンケート調査結果

図表 福祉ボランティア活動への興味・参加意向

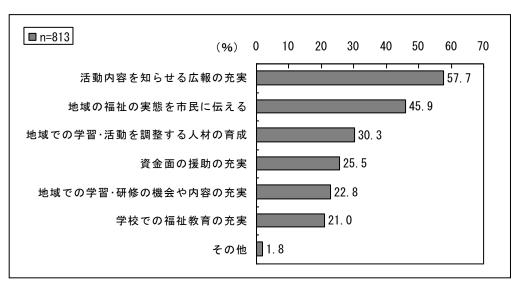


地域福祉に関するアンケート調査結果

こうした結果を踏まえ、地域活動等への参加意向をもつ市民が、できる限り 多く実際の活動に取り組めるよう、参加しやすい環境づくりが求められます。

特に、福祉ボランティア活動の輪を広げるために重要なこととして、「活動内容を知らせる広報の充実」が6割弱で最も多く、次いで「地域の福祉の実態を市民に伝える」が4割台半ばで続き、情報提供の充実が重視されていることを踏まえ、参加促進を図っていくことが必要です。

図表 福祉ボランティア活動の輪を広げるために今後特に重要なこと

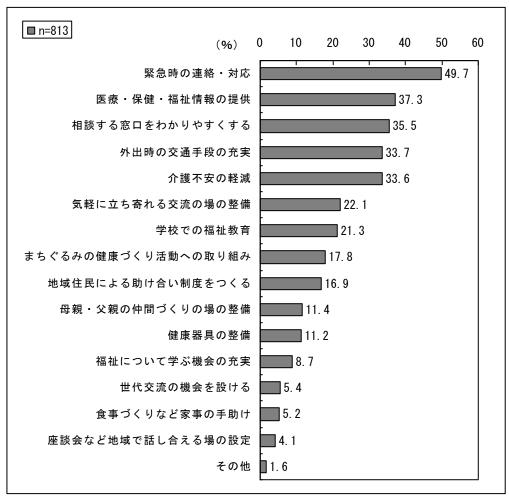


地域福祉に関するアンケート調査結果

(3) 福祉のまちづくりのための取り組みについて

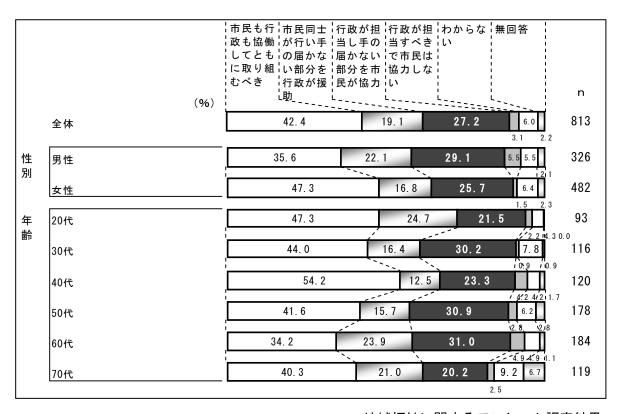
福祉のまちづくりのために取り組んでほしいことについて、「緊急時の連絡・ 対応」が約5割で最も多く、次いで「医療・保健・福祉情報の提供」が4割弱 となっており、緊急時の対応や医療等に関する情報提供が求められています。

図表 福祉のまちづくりのために取り組んでほしいことについて



地域福祉に関するアンケート調査結果

また、これからの福祉の進め方について、市民と行政のあり方は、「市民も行政も協働してともに取り組むべき」が4割強で最も多く、行政との"協働"の必要性を認識している人が多くを占めます。



図表 地域福祉推進上の住民と行政とのあり方

地域福祉に関するアンケート調査結果

第3章 福祉関係団体調査にみる課題

計画の策定にあたり、市内にある福祉関係団体に対して、団体の活動状況や活動を行っていく上での課題等について記述式のアンケート調査を以下のとおり実施するとともに、ヒアリングを実施しました。これらからみえる課題は以下のとおりです。

(1) 吉野川市社会福祉協議会

●『現状と課題』

平成 16 年 10 月 1 日に市町村合併に伴い、旧4社会福祉協議会が合併して設立。地域福祉に係る事業を展開(福祉全般、介護・児童・障がい福祉、ボランティア、諸団体育成等々)している。現在の事務所は借事務所であるため所在地の安定化を図り、また、自主財源の確保が課題である。

また、市民による社会参加の増強と福祉人材の育成、地区社協の基盤・体制見直しをはじめ、介護サービス事業内容の精査及び重点事業への転換を図る。

●『今後のまちづくりへの要望』

障害者移動支援事業を実施しているが、介護保険の法改正等により介護タクシーが利用できなくなり、事業量が増加傾向にあるため、安定的かつ長期的な運用に向けた支援が必要。介護保険における利用者ニーズや評価に基づき各事業所への適正な指導が必要であり、その情報提供が必要である。

(2) 吉野川市民生委員児童委員協議会

●『現状と課題』

地域において、支援を必要とする人々を把握し、生活上の様々な相談に耳を傾け、必要に応じて行政と市民との橋渡しを実施している。また、地区社協と連携して一人暮らし 高齢者等の見守り活動を実施したり、各種研修会や各地区定例会を通じて委員の資質向 上や情報共有に努めている。

さらに、各地域の様々な行事に参加し地元の人々との信頼関係の醸成を図っている。

●『今後のまちづくりへの要望・提案』

行政と地域の意見交換の場であるが、旧町村単位ではなく、地区社協単位でテーマ等を 絞って継続的に実施し、地域での実情や要望を市政に反映してもらいたい。

買物難民に代表される交通弱者であるが、山間部や商店が非常に少ない地域など、先進 地事例を参考にしつつ本市に合った施策を検討・実施してもらいたい。

福祉をはじめ、行政から地域や市民に対する様々な情報については、適切な時期に必要な情報を提供してもらいたい。

今後の更なる高齢化に対応していくために地域福祉を担う人材・団体の育成に取り組み、 長期的なスパンで地域福祉に係るサポート体制を整備していくことが重要と考えられる。

(3) 吉野川市婦人団体連合会

●『現状と課題』

行政・社協等からの依頼で、主にボランティア活動を幅広く展開しており、一年 365 日の内約 2/3 活動しており、子育て支援や学校 PTA 等との次世代交流も積極的に実施 し、一部地域では婦人会負担で学校に防災ズキンの配布も実施している。

近年会員の高齢化と会員数の減少が続いており、若い会員が新規に入っても就労等の事情により活動が週末に限定されてしまう傾向があるため、活動は役員に集中している。

● 『今後のまちづくりへの要望・提案』

様々なボランティアに係るニーズや情報発信・集約、活動支援のために、市全体のボランティアセンター(仮)の設置・整備が必要と考えられる。鴨島では公民館内にボランティア連絡協議会の事務所があり、各種団体の情報等が集約されているが、その他では現状無い。また、ボランティア活動の継続性を財政面・事務資材を利用できる場所等も必要であるため、今後庁舎統合や学校再編等で生じる空き施設の活用を検討してもらいたい。

(4) 吉野川市身体障害者連合会

●『現状と課題』

市内在住障がい者の会員により構成され、障がい者の自立を図ると共に、各人の 生活安定化と豊かな人間関係を培うため、各種会合や先進地視察・研修会、運動 会等を実施している。

任意加入と個人情報保護の観点から新規会員の確保が困難なため会員減少が続いている。人材面・財政面ともに厳しく十分な独自事業の展開ができず、移動手段が限定されることも課題である。平成24年4月より相談支援体制が市に移管されたが、相談員の適正な人員配置が必要である。

● 『今後のまちづくりへの要望・提案』

人口比率等を考慮した相談員の確保と配置をしてもらいたい。また、障がい者に対する 正しい理解の促進とさらなるバリアフリーに努めてもらいたい。

移動手段や就労支援など障がい者の自立に向けた取り組みを実施してサポート体制を人材面・財政面ともに整備してもらいたい。

(5) 吉野川市ボランティア連絡協議会

●『現状と課題』

市協議会は平成 19年8月に旧町村の4協議会が合併して設立。その後 11 団体で運営していたが現在は5団体でボランティア活動を実施している。活動内容は多岐に渡り、地区社協と協力連携して配食サービス、清掃、花植、児童見守り、一人暮らし高齢者宅訪問、芸能など地域の人々に喜んでもらう活動を積極的に実施している。

多種多様なボランティア団体があるが、情報不足が否めないため、ボランティアセンター(仮)を設置・整備して情報の集約・周知を図り、世代間交流や自助・共助・公助意識の啓発・醸成を図っていく必要がある。

● 『今後のまちづくりへの要望・提案』

小規模でも継続的に活動している団体へのサポート体制や支援をしてもらいたい。 若者やボランティアに興味のある人への企画や情報発信に取り組んでもらいたい。また、 行政の職員は、もっと地域での活動に参加して、地域住民の意見に耳を傾けてもらいたい。

(6) 吉野川市シルバー人材センター

●『現状と課題』

会員数は約240名、平均68~69歳。業務については、5月頃から除草作業、9月頃から剪定作業が大半を占めており野外の業務が主、H22までは請負業務だったがH23より派遣業務となり契約金額等の条件改定に伴い受注数と契約金額は減少傾向である。その他洗濯や買い物等の受注もある。

業務に係る機材・資材は本人持ちが原則。県シルバー等と連携して会員への各種研修や講習会を実施している。情報発信は各会員が自宅付近にチラシを配布したり、HP や各種行事の際など PR している。また、現在独自事業として農業関連事業を試作検討中である。

●『今後のまちづくりへの要望・提案』

今後も会員の生きがい対策と地域のために貢献していけるよう行政・地域等からの情報 を適確に把握して、組織強化と会員の資質向上を図り、新規事業の展開等様々な場面で の指導・支援をしてもらいたい。

(7) 吉野川市老人クラブ連合会

●『現状と課題』

連合会は旧町村地区の4地区老連より構成され、さらに各地区老連内に単位クラブが44(鴨21、川10、山11、美2)。会員数は現在2,790名で80歳以上が約1,100

名弱である。体育大会や芸能祭は、全体で年一回実施しており、防災や介護等の訓練、 友愛訪問員による見守り活動にも取り組んでいる。

会員の内、川島・美郷が少ない、会員募集は各単位クラブにおいて働きかけや声かけを 実施して会員を募っているが加入活動に地区差があり、また、活動内容についての PR もさらに必要と考えられる。

● 『今後のまちづくりへの要望・提案』

引き続き、本連合会の会員が継続的かつ健康的に活動できるよう福祉部門を中心に安心・安全なまちづくり施策に取り組んでもらいたい。

(8) 吉野川市手をつなぐ育成会

●『現状と課題』

会員について、近隣市町村規模が少し小さい阿波市や美馬市より本市は少ない。市全体での手帳所持者数は大きな増減はないにもかかわらず、会員の減少傾向が続いており、 平成 18 年の 90 名から現在では 55 名になっている。会員内での行事は少ないながらもなんとか実施しているが、大会や研修会への参加は財政的に困難である。一番の課題は会員数減少、相談員への相談件数も少ないため会自体の認知度や理解が低い点も課題となっている。

● 『今後のまちづくりへの要望・提案』

障害者総合福祉法の全面施行は3年後であるが、制度が難解で保護者等に十分に説明する機会や指導を行うなどの支援をしてもらいたい。

障がい者の自立に向けた細やかなサポートや支援に継続的に取り組んでもらいたい。

第4章 福祉・保健関連分野における取り組みと課題

(1) 高齢者保健福祉・介護保険事業分野

~地域での見守りや支援による安心の確保と地域の一員としての活躍の機会 をいかに具体化していくか~

本市では、「吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(平成 24~26 年度)を策定し、「生き生きと安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、5つの重点目標の達成をめざした施策・事業に取り組んでいます。

しかし、高齢者をめぐっては、今後、人口高齢化(2015年問題)²を見据え、介護予防が引き続き求められるとともに、高齢になっても、介護が必要となっても、地域の中で安心して暮らしていけるよう、地域住民と各関係機関等との連携による充実した福祉コミュニティとネットワークの構築に向けて取り組む必要があります。

また、団塊の世代が退職し、高齢期に入って"地域に戻る"時期を迎え、高齢者がいつまでも生きがいをもって充実した暮らしを続けられるよう、地域として活動的な高齢者をどのように迎え入れて地域の貴重な人材として活躍する場面を提供できるか、このような新しい高齢者像を作り上げる取り組みが問われています。

(2) 障がい福祉分野

~障害のある人の地域での自立をいかに具体化していくか~

本市では、「障害者基本法」と「障害者自立支援法」に基づき、平成 19 年3 月に「吉野川市障害者計画・障害福祉計画」を策定し、障がいのある人の生活全般にわたる施策を総合的に体系づけて取り組んでいます。

国においては現在、児童福祉法の改正、障害者虐待防止法の成立に加え、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の成立など、「障害者権利条約」の締結に必要な国内法の整備を始めとする障がい者制度改革に取り組んでおり、その動向を踏まえた対応が必要とされています。

²人口高齢化(2015年問題):総人口に占める高齢人口(65歳以上)の比率の増加を指すものであり、 総務省の推計によると、2005年9月現在のわが国の高齢人口は2,553万 人で総人口の20%、つまり5人に1人が高齢者ということになります。 また、団塊世代が2015年にすべて65歳以上となるために、この間の高 齢人口の急増を「2015年問題」と呼びます。

改正障害者基本法においては、すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加する機会や、どこで誰と生活するかについて選択する機会、さらに言語(手話を含む。) その他の意思疎通のための手段について選択する機会が確保され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するという理念が打ち出されています。

こうした障害者制度改革の動向に対応し、改正障害者基本法の理念に沿って、 障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いなが ら共生する社会の実現を推進していくためには、行政と地域が一体となった取 り組みが求められます。

特に、障がいのある人が必要なサービスを受けながら地域の中で安心して暮らしていくためには、市民の幅広い理解と協力が不可欠であるとともに、就労支援の強化に向けた企業の協力も必要になっています。

また、このためには、市役所庁内関係部署の連携とともに、小地域福祉活動等を通して障がいのある人の人権尊重や社会参加への市民の意識改革を進めていくことが強く求められます。

(3) 次世代育成分野

~子育て(次世代育成)支援への地域の理解と一体的な取り組みをいかに 広げていくか~

平成 15 年の「少子化対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」の制定により、次代を担う子どもを養育する子育て家庭への支援に計画的、総合的に取り組むための地域行動計画として、本市は吉野川市次世代育成支援行動計画(平成 26年度まで後期計画)を策定しています。この計画を元に、家庭の育児環境の向上とともに、地域でともに子育ての喜びを実感できるまちづくりをめざしています。

こうした中、国ではより一層の少子化対策、次世代育成支援対策を推進するため、平成24年8月10日に「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(認定こども園法一部改正法)」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(整備法)」の3法が成立し、8月22日に公布されました。

この 3 法の正式な施行日については、一部の規定を除き未定となってはい

ますが、国は平成 27 年度施行と想定していることから、各市町村についても順次、地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、対応が求められることとなりました。

本市においても、この動きと連動しながら、子育ての社会化³の意義を広く認識し、地域が一体となった取り組みを、なお一層進めていく必要があります。

(4) 保健医療分野

~生活習慣病や寝たきりの人の増加を抑制するための体制づくりをいかに 構築していくか~

生活習慣病予防を中心に関係者の連携による健康づくりを行うため、2000年に国は国民健康づくり運動である「健康日本 21」を策定し、徳島県においても「健康徳島 21」を策定し、一次予防に重点をおいた健康づくり施策を強力に推進してきました。

本市においては、吉野川市のまちづくり計画である「吉野川市総合計画」をもとに、「健康増進法」第8条第2項に基づき、「健康日本 21」ならびに「健康徳島 21」「その他の関連計画」等と整合性を図りながら、市民の健康づくりに関する基本的な考え方や行動目標を示した「健康よしのがわ 21 計画」を策定しました。

国における最終評価では、現状を踏まえた健康日本21 (第2次) に向けた 今後の方向性について、次のとおり整理し示されました。

- ① 日本の特徴を踏まえ 10 年後を見据えた計画の策定
- ② 目指す姿の明確化と目標達成へのインセンティブ4を与える仕組みづくり
- ③ 自治体等関係機関が自ら進行管理できる目標の設定
- ④ 国民運動に値する広報戦略の強化
- ⑤ 新たな理念と発想の転換

また、健康増進法に基づき策定された「国民の健康の増進の総合的な推進を 図るための基本的な方針(平成15年厚生労働省告示第195号)」は、国民の 健康の増進の推進に関する基本的な方向や国民の健康の増進の目標に関する事 項等を定めたものですが、本方針が全部改正(いわゆる「健康日本21(第2次)」)されました。

医療制度改革における生活習慣病対策として、2008年4月から、内臓脂肪

³ 子育ての社会化:子育てをそれぞれの家庭の問題とせず、子育て家庭を、地域の住民をはじめ多様な社会資源を活用しながら地域社会全体で支えることを指します。

⁴ インセンティブ:人や組織に行動を促す動機づけのことで、意欲を刺激することを指します。

型肥満を伴う生活習慣病(メタボリック症候群)に焦点をあてた特定健康診査、特定保健指導が実施され、いわゆるメタボ健診とその対策が引き続き、重要となっています。

これらの状況を踏まえ、健康づくりを単に個人の責任とするのではなく、地域全体で取り組む課題としてとらえ、個人の健康観を尊重しながら、一人ひとりの健康づくりへの取り組みを地域全体で支援する必要があります。

(5) 災害時要援護者の支援

~何らかの支援を要する人への災害時の迅速な対応のための体制を地域と してどのように構築していくか~

災害時要援護者支援対策の基本的な考え方として「日常から行っていないことは、災害時にもできない。」という教訓があります。平常時から、要援護者の 状況把握、地域住民が相互に協力し合える体制づくり、要援護者の近隣住民等 による支援体制づくりを行っておく必要があります。

平成 18 年3月の内閣府による「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の提示に続き、平成 19 年8月には、厚生労働省から「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項(要援護者支援方策)」が示され、支援体制の具体化を求めています。

また、政府は東日本大震災を受け、自力で避難するのが難しい障がい者や高齢者ら「災害時要援護者」について、「避難支援ガイドライン」を見直すことを決めています。

本市においては、防災計画に基づく災害時の訓練を地域住民と相互に協力し 実施しているほか、「災害時要援護者支援台帳」の整備により、高齢者や障がい のある人などの災害時要援護者に対し、災害時に迅速に対応できるよう取り組 んでいます。

しかし、災害時の不安の声は少なくなく、また、民生委員・児童委員や地域の団体なども災害時要援護者対策の必要性は認識しているものの、地域での支援体制を構築するにあたっては、個人情報保護法制等が要援護者の情報収集などに支障となっていることも否めません。

災害時要援護者の情報収集のあり方や行政と地域との役割分担などを明確 化するとともに、日常的な見守り活動等を推進する必要があります。

第5章 地域福祉を推進する上での基本課題

地域福祉計画を検討していく前提として、アンケート調査の結果などから みえる課題を中心に、地域の姿と地域福祉推進上の課題を整理すると、次の 諸点が挙げられます。

(1)世帯規模の縮小や核家族世帯の増加に伴う地域の変容への対応

少子高齢化や核家族化の傾向が進行する中、一世帯あたりの構成員が減少し、 世帯規模の縮小化が進んでいます。このことは、共働き世帯の増加ともあいまって、従来「家庭」が持っていた扶養機能の低下につながり、子育て力や介護 力などへの地域の支援が求められています。

また、個人情報の取り扱いについてプライバシー保護の意識が高まっていますが、この反面、真に支援を必要とする市民の存在が見えにくくなっていることが指摘されています。このことは、自治会活動や民生委員活動などにおいても支障となってきています。要援護者情報についても、上記の理由などから共有化が十分されておらず、民生委員・地区社協・消防など関係機関等との情報の共有化が急務となっています。

このように、市民相互の「顔」が見えにくくなってきている状況から生じる 問題をいかに打破し、市民相互の協力関係を築いていくかが問われています。

(2)安心できる子育て環境づくり

少子化が進む中で、子育て支援に対する市民意識も徐々に高まっていますが、 高齢者などの介護問題に比べると、地域をあげた子育て支援への意識や取り組 みが不十分である点も指摘されるところです。

少子化傾向に歯止めがかからない状況が続いており、その背景には、子育でに対する経済的負担、精神的・肉体的負担等が指摘されています。

かつては地域の人々が子どもたちを見守り、育てていましたが、都市化、核 家族化の進行等に伴い生活様式が変化し、地域で子育てを支え合う力も低下し ています。

本市では、保育所の受入態勢の充実に取り組んでいますが、近年、低年齢児、 障がい児の受入希望が増加するなど、住民の保育ニーズは多様化してきており、 今後、地域の実情や利用者の生活実態を十分に踏まえたサービスの提供、子育 て支援体制の充実などが求められています。

また、働き方や生活スタイルの変化により、核家族化や共働き家庭の増加な ど、子育て支援を必要とする家庭も増えてきています。

保育サービスを充実させることや、子どもの居場所をつくることにより、誰もが安心して子育てができる環境づくりと、子育てに関する学習や交流を通じて家庭の育児能力を高めることが求められ、まちの魅力として、そして、若年人口の定住の条件として、子育て環境の重要性が問われる時代でもあります。

(3) 高齢化に伴う要介護・要援護高齢者の増加への対応

高齢化が一段と進行し、高齢者夫婦世帯や高齢者の一人暮らし世帯の増加が 顕著となってきており、今後を見据えたとき、地域の中にはコミュニティ機能 の低下を懸念される声も聞かれます。

特に、「2015年問題」と称されるように、人口規模の最も大きな団塊の世代が高齢期を迎える時期となり、要介護高齢者や生活上の何らかの支援が必要となる要援護高齢者の問題が深刻化することが見込まれています。

こうした状況に対して、地域としてどのように取り組んでいくか、市民一人 ひとりの意識を高めていくとともに、そのための具体的な行動や仕組みについ て議論を深めていくことが必要です。

(4) 新たな高齢者像の構築による豊かで活気ある高齢社会づくり

高齢化の「影」の部分が強調されることが多く、「高齢者」=「社会的弱者」 との図式が固定観念化している状況もあります。

しかし、今日の高齢者は、健康寿命の延伸などからもみられるように、地域 で活躍できる人材として、期待されるところです。

今後、団塊の世代が退職期を迎え、高齢期に入る「2015年問題」をとらえるとき、地域社会で活躍する新しい「担い手」が増えていくという考え方に立ち、地域社会の貴重な人材として、活躍の場を創造し、提供していくかが課題となってきます。

(5)制度改革に対応した障がいのある人の自立生活を実現できる地域づくり

近年、障がいのある人を取り巻く環境の変化をはじめ、介護保険制度の改正、 さらには平成 18 年 10 月に障害者自立支援法が完全施行となり、それまでの

障がい種ごとの障がい福祉サービスの提供から身体・知的・精神の3障がい種 を越えた一元的な提供の仕組みづくりができました。

また、平成 25 年4月 1 日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障がい者の定義に難病等を追加し、平成 26 年4月 1 日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されます。

しかし、その反面で、度重なる制度改革に伴う利用者の不安も現に存在し、 一面ではサービス利用が必要な障害のある人が制度改革の谷間に埋もれてしま うことも懸念されています。

障害者総合支援法がめざす、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援できるよう、地域全体で支えていく地域ケアや地域福祉の推進などの環境づくりを進めていくことが求められています。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

(1)基本理念

今日求められている福祉のあり方は、「市民自らが主体的、創造的に自分らしく生きる努力」を行うこと(自助)を前提に、支援が必要となったときに、適切かつ質の高いサービスを主体的に選択でき、安心して楽しく暮らし続けられる環境を市民みんなの力(地域福祉力)で築き上げていくことです。

こうした考え方に立ち、市民との協働のもとに、その実現にまい進すること が必要であり、そのための基本テーマ(目標)を次のとおり掲げます。

めざす地域福祉推進の基本テーマ(目標)

幸せを実感できる

支えあい、安心・安全の暮らしづくり

また、この目標の実現にあたって、市民一人ひとりがノーマライゼーション⁵ の理念を理解し、地域を「一つの大きな家族」としてとらえ、時には手助けの必要な人に支援の手を差し伸べ、時には支えてもらう(共助)まちを目指します。

39

⁵ ノーマライゼーション: 障害の有無や年齢に関係なく、みんな同等に暮らし続けることができる地域(状態)が普通の姿だとする福祉の考え方。

(2)基本目標

「基本理念」実現のための施策推進の基本目標を次のとおり設定します。

基本目標① だれもが健やかに育まれ、安心して暮らすことができる

次代を担う子どもたちが健やかに育まれ、市民のだれもがいきいきと健康で安心して暮らすことができるまちづくりをめざします。

基本目標② だれもが住み慣れた地域で自立した暮らしをすることができる

市民だれもが、生涯にわたり住み慣れた地で、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自己実現を果たし、自立した暮らしをすることができるまちづくりをめざします。

基本目標③ だれもが地域の一員として等しく社会参加し、社会貢献ができる

ノーマライゼーションの理念に基づき、年齢や性別、障がいの有無など にかかわらず人権が尊重され、市民のだれもが主体的に社会参加でき、支 えあい、協働しながら地域福祉の推進に取り組めるまちづくりをめざし ます。

だれもが住み慣れた地域で自立 した暮らしをすることができる

だれもが健やか に育まれ、安心 して暮らすこと ができる

だれもが地域の 一員として等し く社会参加し、社 会貢献ができる

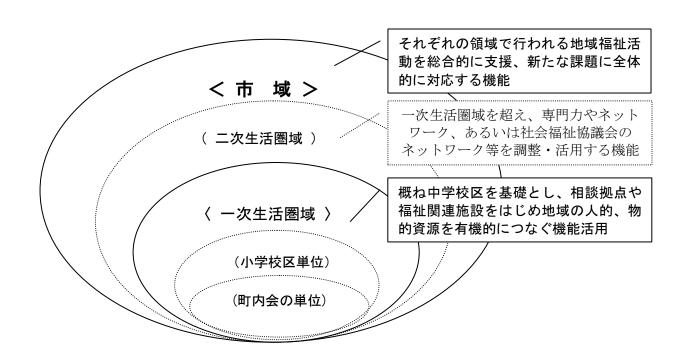
(3) 地域福祉推進のための圏域設定の考え方

支援を必要とする市民へのサービスの提供や市民を主体とする地域福祉の推進を具体化していくためには、施設や人的な資源などの社会資源をいかにネットワーク化し、実効性のあるサービス提供や市民活動に生かしていくかが問われており、このことは市民からの意見としても提起されているところです。

このため、市域の広がりの状況をふまえ、施設整備面において、市民の誰もが住みなれた地域の中で安心して暮らし続けられること、また、地域福祉の担い手である市民が利用しやすい、参加しやすい面的な整備の考え方が必要となってきます。

そこで、地域福祉推進のための圏域を次のように設定し、それぞれの圏域レベルの特性等を踏まえた地域福祉活動を支援する環境づくりを図ります。

図表 地域福祉推進の圏域設定の基本的な考え方



第2章 施策体系と重点的な取り組み方向

(1) 施策の体系

「安心」を形にする 1 総合的な相談体制・ケアマネジメント機能の充実 1-2 地域における身近な相談機能の充実 1-3 支援を要する人へのケア体制の充実 「利用者本位」のサービスを提供する 2 2-1 サービス事業者やNPO活動の育成 2-2 良質で多様なサービス供給の仕組みづくり 2-3 福祉サービス利用者の権利擁護 2-4 適切かつ広範な情報提供体制の整備充実 3 「地域福祉力」を高める 3 - 1ボランティア活動の活性化 3-2 地域全体で支えあう体制の確立 3-3 心のバリアフリー化の推進

3-4 安全・安心なまちづくりの推進

(2) 地域福祉推進のための重点施策

本市において、年齢や心身の状況、家族環境などによって異なる多様な支援 ニーズを発見し、地域福祉を強力に推進していく上で先行的、重点的に取り組 む必要があるプロジェクトを下記のとおり設定し、関係部署等の更なる連携と 協働・参画によって、知恵を出し合い、ともに取り組みます。

施策1 どんな "小さな声"も見逃さない問題発見・相談及び情報提供機能の強化

何らかの支援を求める人のニーズには、福祉・保健・医療・教育・就労など 広範な領域にまたがるケースが少なくありません。このようなニーズに的確に 対応していくためには、庁内関係部署との連携や他の専門機関等との連携強化 が求められます。

このため、相談者の多様なニーズに応じた的確な対応を受けることができるよう相談体制の強化を図るとともに、関係する専門機関との地域包括支援ネットワークづくりに取り組みます。

また、地域活動やボランティア活動への参加を促す際、広報活動充実の必要性は、市民アンケート調査の中でも指摘されています。

市役所庁内関係部署はもちろんのこと、社会福祉協議会などの関係機関・団体との相互連携のもと、広報手段や内容の充実、出前講座の活用など、より効果的な情報提供体制を確立します。

施策2 地域福祉を支える多様な担い手の育成

ボランティア活動や地域活動の参加者は高年齢層が中心であり、全体として 少数にとどまっていますが、その一方で、若者層も含め地域活動等に興味をも っていることがうかがわれます。

また、団塊の世代の退職時期を迎えるにあたり、「多様な人材が地域に戻る」 といった地域福祉推進のための社会資源の創出機会として捉え、人材の発掘や 活躍の場づくりに積極的に取り組んでいくことが必要です。

さらに、地域福祉の担い手確保のためには、ワーク・ライフ・バランス⁶の推進を企業の社会的責任として定着させることが求められます。

⁶ ワーク・ライフ・バランス:「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たし、家庭や地域生活において、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指します。

これらを踏まえ、多くの住民が地域福祉への理解をより深められるよう、活動内容を知らせる広報を充実させるとともに、地域福祉を支える多様な担い手を研修等で育成し、市民主体の福祉活動の活発化と拡大をめざします。

施策3 地域とのつながりが少なかった人々も含めた新しい絆を実 感できる地域づくり

若者や転入者、あるいは在住外国人など、これまで地域社会とのつながりが 希薄となりがちであった人々も含め、広く市民相互の交流を促進しながら、多 様な市民による多彩な発想や取り組みが進められるよう、多様性を重視した施 策の具体化を図ります。

施策4 災害時要援護者対策の推進

災害に強いまちをつくるため、市民一人ひとりの防災意識を高めながら、自主防災組織や防災ボランティア活動の充実など、人的資源の確保に努めていくとともに、個人情報の保護に配慮しながら、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、ボランティア等との連携のもと、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人など災害時要援護者支援台帳の更なる充実を図ります。

また、日常的な見守り活動等を支援する体制づくりを具体化し、市と地域との役割を明確にしていきます。

IV 地域福祉推進のための施策の方向

第1章「安心」を形にする

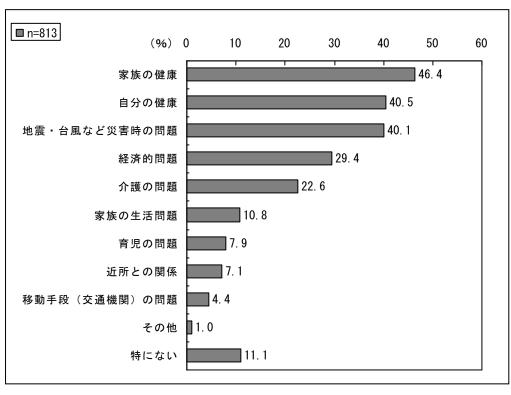
1-1 総合的な相談体制・ケアマネジメント機能の充実

■ 現状・問題点

本計画の策定に先立って実施した市民へのアンケート結果をみると、「健康問題」や「災害時の問題」を暮らしの中での悩みや不安として抱える人がそれぞれ4割以上にのぼるほか、「経済的な問題」についても約3割の人が不安や悩みを感じています。

また、20代で「地震・台風など災害時の問題」、30代で「経済的問題」、40代、50代、60代で「家族の健康」、70代で「自分の健康」が最も多くなっており、年齢層によって、暮らしの中での悩みや不安に違いがみられます。

このように、市民の生活上の課題は多様であり、寝たきり高齢者や認知症高齢者、障がいのある人を抱える家族、あるいは子育て中の世帯などにおいては、さまざまな不安や不自由を感じながら生活している人も少なくないものと考えられます。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加しています。



図表 暮らしの中での悩みや不安

地域福祉に関するアンケート調査結果

(全体、性別、年齢、世帯構成、居住地区/複数回答)

(上位3位)

		第1位	第2位	第3位
	全体	家族の健康	自分の健康	地震・台風など災害時の問題
		46. 4	40. 5	40. 1
	20代	地震・台風など災害時の問題	家族の健康	経済的問題
		54. 8	49. 5	33. 3
	30代	経済的問題	地震・台風など災害時の問題	家族の健康
	3016	40. 5	38.8	33. 6
	40代	家族の健康	地震・台風など災害時の問題	経済的問題
年齢	4016	45. 0	43. 3	34. 2
齢	50代 家族の健康 自分 48.3	家族の健康	自分の健康	経済的問題
		43. 3	35. 4	
	60代 家族	家族の健康	自分の健康	地震・台風など災害時の問題
		54. 3	46. 2	39. 1
	70代	自分の健康	家族の健康	地震・台風など災害時の問題
		63. 0	42. 9	41. 2

地域福祉計画策定のための市民アンケート調査結果

福祉をめぐる課題やニーズの多様化、複雑化の傾向が強まっていることに対応して適切な相談支援を図っていくためには、より専門的な知識や技能を有する人材を配した相談機能の充実や関係部署・機関・団体との有機的なネットワーク化のための仕組みを確立する必要があります。

また、相談内容によっては、市の各担当課相談窓口、医療機関などの専門窓口、社会福祉協議会等と地域の身近な相談窓口とが連携し、適切なサービスを調整しながら提供していくよう、総合的に支援する地域ケアマネジメント⁷の体制を充実していくことが必要です。

■ 具体的施策

① 相談窓口の充実と関係部署の連携強化

- ●市民の多様な相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、相談支援の専門性を高めるとともに、関係部署の連携強化を図り、庁内の相談体制の充実に努めます。
- ●高齢者や障がいのある人など市民の誰もが気軽に相談を受けられるよう、 庁内部署や関係機関との連携強化に努め、「ワンストップ相談®体制」など、

⁷ 地域ケアマネジメント:福祉・保健・医療をはじめ、教育・就労などの幅広いニーズと、さまざまな 地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけ調整を図る とともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源

の改善及び開発をも推進する援助方法を指します。

⁸ ワンストップ相談:何らかの支援を必要とする人や家族などの多様な相談内容に対して、相談窓口の一本化を図り、幅広く相談に応じ、専門的な内容については専門機関等につなぐ役割をもつ体制をとることであり、全国的に多くの取組み事例がみられます。

できる限り一つの窓口でさまざまな相談が受けられる総合相談体制のあり方について検討します。

② 専門機関における相談支援の充実

- ●高齢者を対象に、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業などを行う地域包括支援センターの相談体制を一層充実します。
- ●障がいについての相談は、年齢や障がいの種別を問わず、発達障がい者(児)や難病患者を含め、ケアマネジメント、権利擁護等を中心とした総合的な相談体制の充実を図ります。
- ●乳幼児の子育てに関する相談については、子育て支援センターの相談体制の充実を図ります。また、学童期以上の子育てについては、子育て支援課が窓口としての機能を果たすとともに、児童委員や学校などの関係諸機関との連携を強め、地域における身近な相談窓口を包括的に援助する体制を充実します。
- ●健康よしのがわ 21 計画に基づき生活習慣病予防や母子(親子)の健康支援をはじめとする市民の健康支援をします。

③ 民間機関・施設等の相談体制の充実

- ●市民にとって身近な相談の場となる、社会福祉協議会をはじめ、社会福祉 法人・事業者等の相談体制の充実を促進します。
- ④ 地域ケアマネジメント体制の充実
 - ●子どもから高齢者、障がいのある人など、福祉全般にわたる多様な課題・ ニーズに対応し、必要なサービスが適切に利用できるよう、庁内関係部署 や医師会、専門機関の連携による総合的な相談体制を確立します。
 - ●高齢者・障がいのある人あるいは子育て等各分野にわたる相談支援やサービス調整の機能を集約する地域ケアマネジメント体制を確立し、支援施策全体の検討や困難事例など相談に関する技術的な支援、福祉活動の関係者による情報交換の機会等の充実を図ります。

■ 関連事業

事業名	所管課
相談・相談支援・見守り・小地域活動	健康福祉部各課
心配ごと相談事業	社会福祉協議会

■ 行動指針

市民の 役 割 (自助)	〇一人では解決できない問題や不安などについて、一人で抱えず、身近 にいる人や専門的な窓口での相談を進んで受けるようにします。
地域の 役 割 (共助)	○民間の社会福祉法人や事業者では、職員の資質向上を図り、相談体制の充実に努めるとともに、市民への情報提供に努めます。 ○地域の各種相談員や各種ボランティアグループなどの組織力を活かし、問題を抱える人が気軽に相談できる環境づくりや地域として問題を早期に発見し、専門的な相談につなげるネットワークづくりに努めます。
行政の 役 割 (公助)	○庁内の職員の資質向上や総合相談体制の整備など、市民が気軽に相談できる体制づくりに努めます。○社会福祉法人・事業者をはじめ、医療機関、学校、社会福祉協議会など地域の多様な社会資源を活用した地域ケアマネジメント体制を確立します。

1-2 地域における身近な相談機能の充実

■ 現状・課題

地域の姿が変化し、地域の中の人と人とのつながりが次第に希薄になってきているといわれており、何らかの支援を求める人の"小さな声"が届きにくくなっているのも現実です。

特に、高齢者や児童の虐待、あるいは権利侵害などの表面化しにくい問題を含め、身の回りにある、どのような"小さな声"も逃すことがないよう、市民相互の支えあいを活発にしていくとともに、民生委員・児童委員をはじめ各種関係団体やボランティア、地域住民が連携し、地域の問題に気づき、また、必要な支援につないでいく、地域における身近な相談体制を確立していくことが求められます。

■ 具体的施策

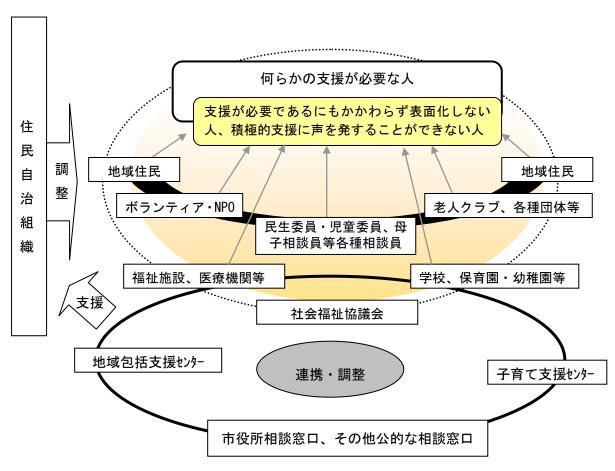
- ① 各種相談員による相談活動の充実と相互連携の強化
 - ●相談内容の多様化、複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスができるよう、民生委員・児童委員をはじめ各種相談員の資質向上を図り、相談(見守り)活動の充実を促進します。
 - ●相互の連携強化を図る仕組みづくりに努めます。

② 民生委員・児童委員等への研修会や講習会の充実

●市民が民生委員・児童委員に相談しやすい関係を持てるよう、また、市民 の多様な相談内容に的確にアドバイスが出来るよう、研修会や講習会を充 実させ、資質向上や地域への積極的な関わりを推進します。

③ 地域での見守りネットワークづくり

●何らかの支援を必要とする人にとって最も身近な地域住民による見守り活動や援助活動のほか、民生委員・児童委員やサービス提供事業者などによる見守り活動、保健師による訪問活動など、プライバシーに配慮しつつ推進します。



図表 地域における相談ネットワーク体制の確立

■ 関連事業

事業名	所管課
相談活動	福祉総務課
相談支援事業	福祉総務課

■ 行動指針

市民の 役 割 (自助)	○一人では解決できない問題や悩み、不安などについて、一人で抱えず、身近にいる人や相談員に相談します。○周囲の困っている人や家庭へ日ごろから気配りをするようにします。○地域の一員として、地域活動に積極的に参加します。
地域の 役 割 (共助)	〇地域の住民や民生委員・児童委員、家庭相談員等各種相談員が連携 しながら、地域での見守りのネットワークづくりをめざします。
行政の 役 割 (公助)	〇地域からの相談内容に応じて的確な支援を行うとともに、必要に応じて専門機関等との連携を密に図ります。 〇各種団体との連携を強化します。

1-3 支援を要する人へのケア体制の充実

■ 現状と課題

今日、高齢者や障がいのある人など、福祉施策をめぐる制度改革が目まぐる しく、利用者が自らサービスを選択し利用できる制度へと変化してきているー 方で、制度改革の"はざま"にあって支援を必要とする人も発生しています。

また、全国的に高齢者や児童への虐待が大きな社会問題となっており、こう した虐待を未然に防ぐためには、保護者や介護者の過剰な身体的・精神的負担 を軽減していくことも必要となっています。

さらに、不登校、離職・再就職の問題、障がいのある人にとっての就労の問題など、さまざまなケースに合わせた支援に努めるとともに、これらを単に個人の問題ではなく、地域社会の課題として一体的にとらえる視点が必要です。

こうした表面化しにくい問題を早期に発見し、適切に対応できるよう、関係 機関等との連携による一層の取り組みが求められています。

■ 具体的施策

- ① 制度のはざまの人に対する分野横断的な支援
 - ●高齢者や障がいのある人の閉じこもりの発見や防止に努め、地域との交流 の機会を提供します。
 - ●育児で閉じこもりがちな親子の社会参加を促すために、民生委員・児童委員と連携し親子の居場所づくりの充実に努めます。

② 虐待防止ネットワーク体制の構築推進

- ●高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待を未然に防止するため、虐待防止ネットワーク体制の構築に向けて早期発見・予防に関係機関と連携して取り組むとともに、虐待が発生した場合の問題解決のため、情報の一元管理や情報の共有化を図ります。
- ●保護者や介護者などの身体的・精神的ストレスによる虐待を予防するため、 相談体制の充実や負担軽減のための事業の検討・実施を図ります。

③ 女性への人権侵害に関する相談の充実

●DV(ドメスティック・バイオレンス)などの人権侵害に関して気軽に相談できる窓口を設置し、関係機関と連携しながら相談体制の充実を図ります。また、DV被害者の安全を確保するため、一時的な保護や自立支援など方策の検討に努めます。

■ 関連事業

事業名	所管課
民生児童委員による子育て支援活動	福祉総務課
地域支援事業	福祉総務課
地域支え合い事業	介護保険課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援課

■ 行動指針

市民の 役 割 (自助)

- ○制度のはざまに陥ることのないよう、日ごろから各種制度に関する情報提供へ関心をもつようにしたり、周囲との情報交換の機会を積極的に活用するなど、必要なサービスが適切に利用できるよう心がけます。
- ○人権に係わる問題を正しく理解し行動できるよう努めます。

地域の 役 割 (共助)

- ○制度のはざまに陥ることのないよう、日ごろから各種制度に関する情報提供を行ったり、周囲との情報交換の機会を積極的に設けるなど、 必要なサービスが適切に利用できる環境づくりに努めます。
- 〇人権に関する地域での学習の場を充実します。

〇制度のはざまにあって、支援の声が届きにくい人が生じないよう、地域との連携を図り、全市的な視野から早期発見・早期対応のネットワ

役割 ークづくりを進めます。

行政の

(公助) Oさまざまな媒体や機会を利用しながら、各種福祉制度や人権等に係わる周知を図っていきます。

第2章 利用者本位のサービスを提供する

2-1 サービス事業者や NPO 活動の育成

■ 現状と課題

介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画、障害福祉計画、次世代育成支援行動計画など各個別計画に掲げる施策・事業が達成されるよう、市役所庁内や公的な専門機関・相談機関の専門性を高めていくとともに、民間のサービス事業者への情報提供を通じてサービス事業者の支援に努める必要があります。

また、多様な福祉ニーズに対応できるよう、公的なサービス(フォーマルサービス)では対応しにくい領域において、NPO 活動などの育成を図り、インフォーマルサービス⁹を育成・振興していく必要があります。

■ 具体的施策

- ① 社会福祉協議会との連携強化
 - ●市民へのきめ細かい福祉サービスを提供するため、社会福祉協議会を地域福祉推進上の中心的な組織として位置づけ、事業運営などに対する支援を実施し、地域の福祉活動を推進していくための連携を図っていきます。
- ② 民間サービス事業者の誘導・育成支援
 - ●社会福祉事業を行う民間の事業者に対する市の情報提供を図り、必要なサービスが利用できるよう、地域への誘導や事業運営に係る必要な支援に努めます。
- ③ 福祉関係のNPO活動の育成支援
 - ●福祉関係のNPO活動は、法律をはじめとする制度上の規制により困難な 状況にあるため、円滑な事業運営に係る必要な支援に努めます。
- ④ 高齢者等による地域支援活動の育成支援
 - ●地域で暮らす元気な高齢者や定年退職した人が持つ豊富な知識・経験・能力などを地域活動の中で十分に活用できる方法を検討します。
 - ●それらの人に対して、地域における支援活動への積極的な参加を促し、地域での支援体制のネットワークづくりを促進します。

⁹ インフォーマルサービス:行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービスのことです。例えば、近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動が該当します。⇔フォーマルサービス

⑤ 各種団体の支援と連携強化

●高齢者、障がいのある人、児童、子育て中の親などの抱える地域課題が解決できる組織体制の構築をめざし、サービス提供を行う事業者や地域の各種団体、民生委員・児童委員等との連携を深める機会を提供し、地域の人材との協力体制の充実に努めます。

⑥ 市役所庁内等における人材の育成

●市役所庁内の関係部署や関係機関における専門性を高めるため、研修機会 の充実を図るとともに、必要な専門的人材の確保を図ります。

■ 関連事業

事業名	所管課
社協等地域福祉関係団体運営支援事業	福祉総務課

■ 行動指針

市民の 役 割 (自助)	〇福祉関係のNPO活動について日ごろから関心をもつとともに、積極 的に活動に参加するよう努めます。
地域の 役 割 (共助)	〇福祉サービスに対する市民ニーズを的確に把握しながら、社会福祉法人や民間事業者に対する期待に応えられるよう努めます。 〇公的なサービスでは対応しづらいサービス領域(インフォーマルサービス)について地域としてボランティア活動や NPO 活動としての取組みをめざします。
行政の 役 割 (公助)	○社会福祉協議会などと連携し、各種ボランティア活動の育成に努めるとともに、分野を超えた定期的な相互交流機会、意見交換機会の提供を図ります。○社会福祉法人や民間事業者などへの情報提供を図り、市内でのサービスの多様化を促進します。○市役所庁内での研修機会を充実するとともに、必要な専門的人材の計画的な確保をめざします。

2-2 良質で多様なサービス供給の仕組みづくり

■ 現状・課題

高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉の各施策において個別の福祉計画が策定されており、それぞれの計画に沿った福祉施策が進められていますが、今日の制度改革の流れは、施設入所から在宅生活へと重心が移行しており、生活の場により近い地域密着型のサービスを充実し、地域ケア体制を整備していくことが求められています。

このため、民間事業者の理解を求めながら、市民ニーズの多様化などに対応 したサービス供給体制の整備に取り組むことが必要です。

また、サービス利用が利用者の主体的な選択に基づくものとなってきていることから、より良質なサービスを受けられるよう、各種サービスについての情報が公表されており、今後も、このような制度の利用啓発に努める必要があります。

■ 具体的施策

- ① 在宅福祉サービスの充実
 - ●「介護保険事業計画」や「障害福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」などの各施策により、地域住民が在宅で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ② 地域に密着したサービスの充実
 - ●身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供が可能と なるよう、地域密着型サービスの充実に努めます。
- ③ 事業者の情報公開の促進(介護サービス情報の公表制度の利用啓発)
 - ●福祉サービスの質的な向上には、行政はもちろん事業者の透明性の高い経営姿勢が求められており、サービス利用者が自らサービスを選択できるように、インターネットを通じて介護サービス情報が公表されています。介護サービスや事業所・施設等を適切に選ぶことができるよう、この制度の利用啓発に努めます。

■ 関連事業

事業名	所管課
地域生活支援事業	福祉総務課
在宅障害者手当制度	福祉総務課
重度心身障害者等医療費助成	福祉総務課
自立支援給付事業	福祉総務課
高齢者生活支援ハウス運営事業	福祉総務課
金婚・ダイヤモンド婚式典事業	福祉総務課
長寿祝金事業	福祉総務課
高齢者住宅改造事業	福祉総務課
老人保護措置事業	福祉総務課
在宅介護支援センター運営事業	介護保険課
高齢者住宅等安心確保事業	介護保険課
一次予防事業	介護保険課
二次予防事業	介護保険課
地域支え合い事業	介護保険課
家族介護支援事業	介護保険課
緊急通報装置貸与事業	介護保険課
健康推進事業	健康推進課
母子保健事業	健康推進課
病児・病後児保育事業	子育て支援課
育児用品購入補助事業	子育て支援課
出産祝金事業	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター	子育て支援課
放課後児童健全育成事業	子育て支援課
児童館管理運営	子育て支援課
保育所に関すること	子育て支援課
幼保一体化の推進	子育て支援課
児童手当	子育て支援課
児童扶養手当	子育て支援課
子どもはぐくみ医療	子育て支援課
ひとり親家庭等医療	子育て支援課

■ 行動指針

市民の 役 割 (自助)	○福祉サービスに関する情報を活用するとともに、内容を正しく理解します。○福祉サービスの利用に際して、事業者などの情報(介護サービス情報公表制度など)を有効活用し、一人ひとりの状況に応じたサービス利用に努めます。
地域の 役 割 (共助)	○市民の福祉ニーズに的確に対応できるよう質の高いサービスの提供 に努めます。 ○サービス利用者が客観的な判断材料をもとに適切なサービスを選択 し利用できるよう、介護サービス情報公表制度などを活用しながら 社会福祉法人や民間事業者としての情報提供に努めます。
行政の 役 割 (公助)	〇質の高いサービスを提供できるよう、社会福祉法人、民間事業者な どへの情報提供や指導に努めます。

2-3 福祉サービス利用者の権利擁護

■ 現状・課題

福祉サービスの提供が「措置」から「契約」へと変わった現在、安心してサービスの提供を受けるための方策がますます重要となってきています。

特に、認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、自己決定能力が十分ではない人に対するサービス利用の手続きの援助も求められています。

このため、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの周知を図るとともに、 関係機関や関係団体と連携して制度利用が円滑に行われるよう支援体制を充実 していく必要があります。

■ 具体的施策

- ① 日常生活自立支援事業の推進
 - ●自らの判断能力が十分でない人などが必要とするサービスを適切に利用したり、日常的な金銭管理を支援する日常生活自立支援事業について、広く市民に対する情報提供を進めるとともに、相談支援体制を充実するなど、わかりやすく、利用しやすい制度の運用と普及を促進します。

② 成年後見制度の普及

●判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護について、代理権などの権限が与えられた成年後見人が本人を保護する成年後見制度について、その

内容を広く周知し、利用を促進します。

●司法書士会、社会福祉士会などの団体と連携し、制度の利用支援体制を確立します。

「成年後見制度」とは?

成年後見制度は精神上の障がい(知的障がい、精神障がい、認知症など)により 判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう、家庭裁判所に申立てをして、そ の方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

たとえば、一人暮らしの老人が悪質な訪問販売員に騙されて高額な商品を買わされてしまうなどといったことを最近よく耳にしますが、こういった場合も成年後見制度を利用することによって被害を防ぐことができることとなります。

■ 関連事業

事業名	所管課
成年後見制度利用支援事業	介護保険課•福祉総務課

■ 行動指針

市民の 役 割 (自助)	○日常生活自立支援事業や成年後見制度といった権利擁護に関する制度内容について理解し、必要な場合には利用していきます。○見守り活動などを通じて、権利擁護の必要な人を発見し相談へつなげられるよう努めます。
地域の 役 割 (共助)	〇サービスを提供する職員(社員)への権利擁護に関する意識啓発や正しい理解の普及に努めます。 〇地域全体としての見守りネットワーク活動の中で、権利侵害などの早期発見に努め、行政や専門機関への適切な対応につないでいきます。
行政の 役 割 (公助)	〇権利擁護に関する制度の周知に努めるとともに、制度利用のための 体制を確立します。

2-4 適切かつ広範な情報提供体制の整備充実

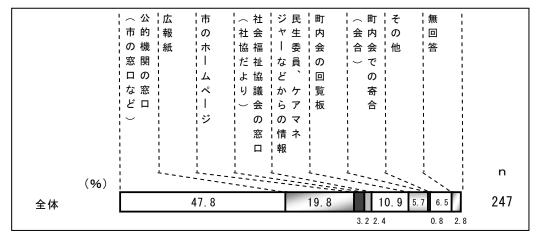
■ 現状・課題

利用者自身が福祉サービスを選択し、決定する時代へと移り変わり、サービスの種類や提供者が多様化する中で、自分に最も適したサービスを選択するための効果的な情報提供体制が求められています。

市民アンケートによると、保健・福祉に関する情報源としては、公的機関の窓口、広報紙、民生委員、ケアマネジャーなどからの情報が活用されていますが、今後は、公的機関のみならず地域内での福祉情報を充実していくとともに、さまざまな情報がどこでも得られるよう、情報のネットワーク化を図ることが求められます。

また、真の参画と協働によるまちづくりを進めていくためには、市民、福祉団体、事業者、行政間での情報の共有が必要です。市で実施している施策や事業を説明し、参画しやすくするための情報公開を積極的に行うとともに、個人情報の適正な管理も求められています。

また、情報を一方的に提供するだけではなく、双方向でのやり取りも重要であり、市民、福祉団体、事業者等からの意見を聴く場や意見交換をする機会を 充実させる必要があります。



図表 情報の入手先

地域福祉計画策定のための市民アンケート調査結果

■ 具体的施策

- ① 情報提供の充実と共有化
 - ●市の広報紙やホームページにより情報提供の充実を図ります。
 - ●各関係機関や相談機関における情報提供の充実を図るとともに、個人情報

保護に配慮しながら情報の共有化と活用に努めます。

- ② 利用者の立場に立った効果的な情報提供の充実
 - ●特に視覚障がい者や聴覚障がい者などに配慮し、福祉情報など必要とする 情報を誰もが適切に得られるよう、情報提供の一層の充実に努めます。
- ③ 市政に関する情報提供と意見交換の機会の充実
 - ●市政への市民参画を進める視点から、情報公開や市ホームページの内容の 充実を図り、市の施策や事業に関する情報提供体制の充実に努めます。

■ 関連事業

事業名	所管課
広報よしのがわ	企画財政課
吉野川市政だより	企画財政課
文字放送(ケーブルテレビ)	企画財政課

■ 行動指針

市民の 役 割 (自助)	〇市や社会福祉協議会などから提供される各種の情報について、日ご ろから関心をもちます。
地域の 役 割 (共助)	○高齢者や障がいのある人など情報利用者の特性に配慮した情報提供に努めます。 ○各種ボランティア活動などの相互交流を通じて、互いの情報交換と情報の共有化に努めます。
行政の 役 割 (公助)	○市の広報紙やホームページなど、情報提供の媒体について、高齢者 や障がいのある人などに配慮し、表示方法、記載方法、伝達方法な どを工夫します。○全市的な情報提供の仕組みづくりに努めます。

第3章「地域福祉力」を高める

3-1 ボランティア活動の活性化

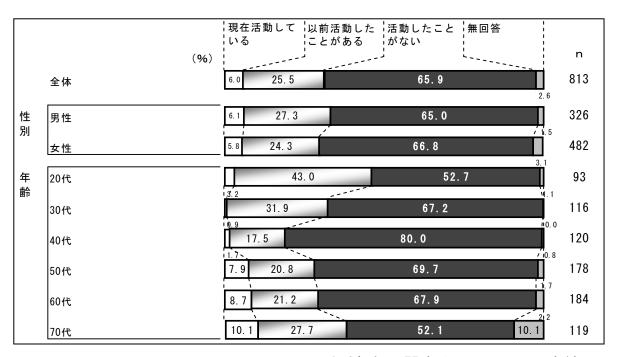
■ 現状・課題

福祉分野の活動をはじめ、まちづくりのあらゆる分野で市民の参画は必要不可欠なものとなっています。

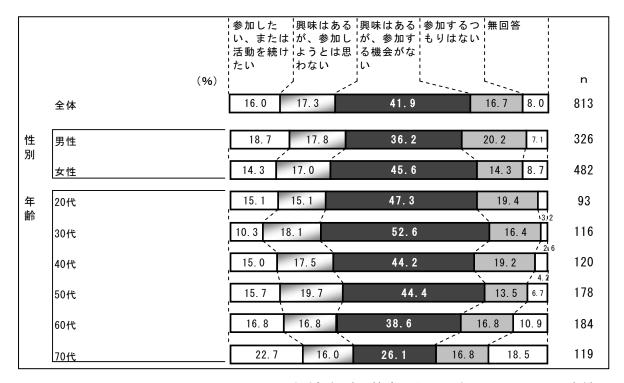
市民アンケートによると、ボランティア活動については、「活動したことがない」人が全体の6割以上に上り、現在活動しているボランティア組織においても高齢化や人材不足が問題となっています。

しかし、今後のボランティア活動への興味・参加意向をたずねると、20代、30代といった比較的若い年齢層では「興味はあるが、参加する機会がない」とする割合が5割前後に上る結果であり、今後、ボランティアに関する講座の開催やボランティアに関する情報の発信、相談・活動の場と機会の確保など、活動へのきっかけづくりや環境整備をすることで、ボランティア活動に関心のない人たちにも、自分にできる範囲で協力して取り組んでいく「協働」という考え方を浸透させていくことが求められます。

図表 福祉ボランティア、助け合い活動などの活動状況(再掲)



地域福祉に関するアンケート調査結果



図表 福祉ボランティア活動への興味・参加意向(再掲)

地域福祉計画策定のための市民アンケート調査結果

■ 具体的施策

- ① 地域福祉を通じた協働意識の醸成
 - ●地域福祉を考えるうえで基本となる協働の意識について、市の広報紙やパンフレット等による啓発、ホームページ等による情報提供を行うとともに、地域や各世代を対象とした各種講座等の開催により、市民参画の機会を提供し、協働意識の高揚を図ります。
 - ●子どもの頃からまちづくりに参画できる機会を提供し、協働意識の高揚を 図っていきます。

② ボランティア活動の普及・啓発

- ●市の広報紙やホームページなどを活用し、市民にボランティア活動を普及・啓発するとともに、企業などに対し社会貢献の理解を働きかけます。
- ●地域においても、ボランティア活動への参加を呼びかけます。

③ ボランティアセンターの機能充実

●社会福祉協議会のボランティアセンターの機能充実に努め、ボランティア 活動に意欲のある市民・団体などのボランティア登録を促進するとともに、 サービスのコーディネート機能の充実を図ります。

- ④ ボランティア講座、体験事業の充実
 - ●ボランティアの育成やボランティア活動へのきっかけづくりとして、ボランティア講座や体験事業を充実します。
- ⑤ ボランティアコーディネーターの育成
 - ●ボランティア活動を指導するボランティアコーディネーターの育成を支援 します。
- ⑥ ボランティアの資質向上
 - ●ボランティアニーズを把握し、ボランティア研修の充実を図り、資質向上を支援します。
 - ●活動の核となるリーダーの育成を図るとともに、専門的な技能を有するボランティアの育成を支援します。
- ⑦ 高齢者、障がいのある人のボランティア活動の推進
 - ●高齢者や障がいのある人などが自らの経験や知識を地域の福祉活動に生か しながら、生きがいを持った暮らしができるよう、高齢者や障がいのある 人などのボランティア活動への参加理解を深めます。
- 8 青少年のボランティア活動の推進
 - ●地域において青少年がさまざまなボランティア体験をすることにより、相手の立場に立ってものごとを考える姿勢を身につけるとともに、社会に貢献する意識を培うことができるよう、青少年のボランティア活動への参加を推進します。

■ 関連事業

事業名	所管課
社協等地域福祉関係団体運営支援事業	福祉総務課
吉野川市介護基礎研修	学校教育課
地域介護予防活動支援事業	介護保険課

■ 行動指針

市民の 役 割 (自助)	〇身の回りで活動するさまざまなボランティア組織の活動内容について 日ごろから関心をもつとともに、活動への理解を深めます。
地域の 役 割 (共助)	○地域としてボランティア活動への意識を高めたり、活動内容を広く周知する機会づくりに努めます。 ○民間事業者や施設とボランティア活動との連携を図ります。
行政の 役 割 (公助)	〇社会福祉協議会と連携し、さまざまな機会や情報の提供に努め、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動への理解を深めます。

3-2 地域全体で支えあう体制の確立

(1) 社会福祉協議会の機能強化による地域活動の活性化

■ 現状・課題

地域福祉を推進していくためには、その中心的な役割を担う社会福祉協議会の活動を一層充実させていくことが期待されます。

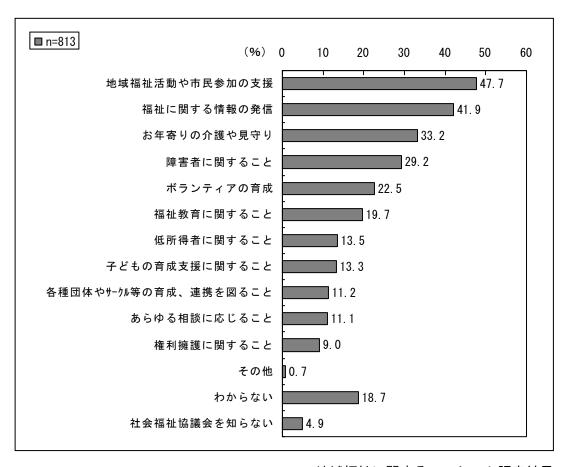
アンケート調査結果によると、社会福祉協議会の活動内容で知っているものについては、「地域福祉活動や市民参加の支援」が5割弱で最も多く、次いで「福祉に関する情報の発信」が4割強、「お年寄りの介護や見守り」が3割強で続いており、身近な地域で展開されている活動の認知度が高くなっています。

しかし、活動内容が「わからない」は2割弱、「社会福祉協議会を知らない」は4.9%となっており、また、社会福祉協議会についてどう思うかについては、 "活動してくれている"と回答した人は3割台半ばにとどまるなど、社会福祉協議会の存在や活動状況については、十分に理解されているとはいえない状況があります。

社会福祉協議会に対する市民の期待としては、子どもの育成から高齢者や障がいのある人の支援サービスに至るまで幅広い分野での活動の充実が求められるため、こうした市民の期待に応じ、民間団体として自主的な運営が進められるよう、社会福祉協議会の組織・経営基盤の強化を促進するとともに、広報紙の発行やボランティアの育成、ふれあいいきいきサロン活動など、特色ある活動を通じて事業への理解者を増やし、市をあげた地域福祉活動の推進に大きな

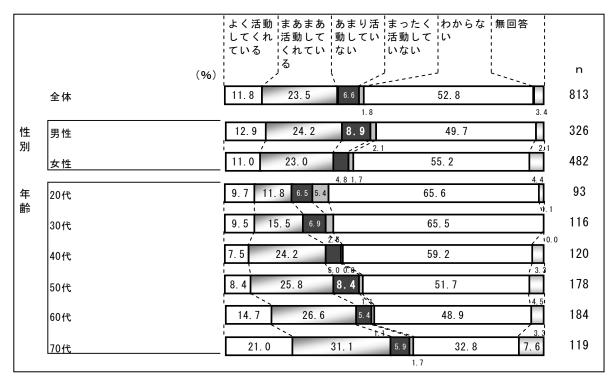
役割を果たしていくことが求められます。

図表 社会福祉協議会の活動内容の認知状況



地域福祉に関するアンケート調査結果

図表 吉野川市社会福祉協議会についてどう思うか (全体、性別、年齢)



地域福祉に関するアンケート調査結果

■ 具体的施策

- ① 社会福祉協議会の機能強化
 - ●社会福祉協議会は、ボランティア活動の育成をはじめ地域福祉推進の牽引 的な役割を十分に果たすことができるよう、組織強化に努めます。
 - ●社会福祉協議会の活動内容が市民に十分理解され、協力が得られるよう、 情報提供の充実を促進します。
- ② 社会福祉協議会との連携強化
 - ●住民へのきめ細かい福祉サービスを提供するため、社会福祉協議会を地域 福祉推進上の中心的な組織として位置づけ、事業運営などに対する支援を 実施し、地域の福祉活動を推進していくための連携を図っていきます。

■ 関連事業

事業名	所管課
社協等地域福祉関係団体運営支援事業	福祉総務課

■ 行動指針

市民の 役 割 (自助)	○社会福祉協議会の事業目的や事業内容について関心をもち、その活動への理解を深めます。○社会福祉協議会が提供するボランティア講座などに積極的に参加するよう心がけます。
地域の	○社会福祉協議会は、民間団体としての機動力や柔軟性を十分活かし、
役 割	独自事業の積極的な推進や新たな事業の企画運営に努めます。 ○小学校区を単位に、社会福祉協議会の事業との連携を深め、地域の
(共助)	問題解決力の向上に努めます。
行政の	〇社会福祉協議会の事業運営に対し、情報提供などの側面的な支援や
役 割	連携を充実し、社会福祉協議会との役割分担の中で地域福祉の推進
(公助)	に努めます。

(2) 地域課題を解決できる仕組みづくり

■ 現状・課題

地域での市民の結びつきが次第に薄れつつある一方で、支援を必要とする人が住み慣れた地域で暮らしていくためには、人々のつながりや福祉への理解がますます重要となっています。

こうした状況を踏まえ、今後、地域の住民が互いに協力し、支え合うことのできるネットワークを構築していくことが重要であり、地域の各種ボランティアや住民組織、民生委員・児童委員、家庭相談員など、地域で率先して活動している組織活動を中心に、地域一体となって支援する体制の構築が求められます。

このためには、既存のボランティアや地域活動の活発化を支援していくとともに、地域で暮らす元気な高齢者や豊富な知識・経験・能力を持った定年退職者などを地域の貴重な人材として位置づけながら、地域住民による多様なボランティア活動の育成、さらにはコミュニティ・ビジネスなどの担い手づくりを進めていくことが必要です。

また、地域の人々の交流や地域活動をするにあたって、公共施設等の既存資源を活用した場づくり、拠点づくりが必要です。

■ 具体的施策

- ① 住民自治組織による地域福祉の推進
 - ●市民と市(行政)との協働による自治を実現するため、主体的な地域福祉 活動への支援を図り、協働による自治のための仕組みづくりを進めます。

② 市民自身の日常的な取り組みの推進

●地域では、市民がお互いを信頼し助け合うために、基本的な人間関係や近 所づきあいを築いていくことが大切であり、市民同士の声かけ運動などを 実践します。

③ 社会参加機会の充実

●地域のひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て中の親など、孤立し やすい人々が社会参加できる機会の充実を図ります。

④ 世代間交流の促進

- ●高齢者や障がいのある人にとっては生きがいづくりの場として、また、子 どもにとっては社会性や協調性を養う機会として、地域のあらゆる交流事 業の活性化を進めます。
- ●高齢者の知恵や技能を生かした交流や地域の伝統文化・歴史にふれる活動 など世代間交流を促進します。

⑤ 地域行事を通じた住民交流の促進

●地域において、昔からの行事や新たな地域イベントを開催し、地域での市 民相互の交流やふれあいの機会づくりに努めます。

⑥ 多様な学習機会の確保

●学習する意欲のある市民に対し、ニーズに応じた学習の機会や情報を提供 します。

⑦ 地域の活動拠点の充実

●地域における活動拠点の確保・充実のため、バリアフリー化や既存施設の 有効活用を図ります。

■ 関連事業

事業名	所管課
活動拠点の整備	福祉総務課
民生委員児童委員協議会活動支援事業	福祉総務課

■ 行動指針

市民の 役 割 (自助)	○自らが住む地域への関心や理解を深め、地域活動などに主体的に参加するよう努めます。 ○地域に関心をもち、自らができることを考え、積極的に協力していきます。
地域の 役 割 (共助)	○地域活動に関する情報を地域の住民へ提供するとともに、だれもが参加できる機会づくりに努めます。○住民組織や行政、民間事業者などの専門機関との連携を図りながら、地域にある問題の発見力や解決力を高めていきます。
行政の 役 割 (公助)	〇具体的なニーズや課題への対応に際して専門的な指導・助言などの協力体制を充実し、サービスの総合的なマネジメント機能の発揮に努めます。

3-3 心のバリアフリー化の推進

(1) ノーマライゼーション理念の浸透と福祉教育の推進

■ 現状・課題

地域福祉を推進していく上で、子どもから大人まですべての市民がお互いの 人権を尊重し、ともに支えあう心をもつことが何よりも重要です。

ノーマライゼーションの意識や相互扶助の意識を醸成するためには、単に情報提供だけでなく、子どもの頃からさまざまな社会体験やボランティア活動を通して人と人との交流、世代間の交流の機会を多く持つことが大切です。

また、市民アンケート調査の結果においても、地域の問題に対して住民相互が協力しあうことの必要性について「必要だと思う」と回答した人が全体の 9 割近くに上ります。

このため、人権教育や社会教育の場などを通じてノーマライゼーションの理念の一層の浸透を図っていくとともに、高齢者や障がいのある人と実際に交流する機会の充実を図り、支援活動の輪を広げていくことが求められます。

図表 地域住民が相互に助け合う関係について



地域福祉計画策定のための市民アンケート調査結果

■ 具体的施策

- ① 家庭や地域での福祉に関する学習機会の提供
 - ●家庭において地域福祉教育が行われるために、地域福祉等に関する勉強会の実施を検討します。また、家庭内での実践を通して、親から子へ、子から孫へと福祉に関する教育が受け継がれるように意識啓発を行います。
- ●ひとりでも多くの人が福祉に関心を持ち、思いやりや助け合いの精神について理解し、自らが積極的に行動することができるよう、地域福祉について学習する機会を提供します。
- ② 学校教育における福祉教育の推進
 - ●学校教育の中で課外活動の時間や総合的学習の時間などを活用し、福祉保健部門や社会福祉協議会等と連携しながら、体験型の福祉教育を推進していきます。
- ③ 生涯学習活動による市民意識の向上
 - ●生涯学習活動として、地域福祉に関する講座を充実し福祉教育を進めます。 また、地域においては人権学習や世代間交流事業などを積極的に取り入れ るなど、地域福祉に関する学習機会の促進を検討します。
- ④ 市民や児童・生徒と福祉施設等との日常的な交流の促進
 - ●地域において、市民や児童・生徒と福祉施設などとの日常的な交流を促進します。

■ 行動指針

市民の 役 割 (自助) 〇市などから提供される、地域福祉や人権問題・男女共同参画などに 関する情報や学習機会を積極的に活用するよう努めます。

地域の 役 割 (共助)	〇地域での福祉と人権に係わる自主的な学習機会づくりに努めます。
行政の 役 割 (公助)	〇地域福祉・人権に係わる情報提供や教育の機会を充実します。

(2) 人権意識の向上と男女共同参画社会形成の推進

■ 現状と課題

地域での福祉活動の活性化には、地域の中で、人権尊重の精神が、一人ひとりの心に根付き、人権意識の高揚が図られることが必要です。

このことから、市では、「吉野川市人権施策推進計画」及び「吉野川市男女共同参画基本計画」を策定し、すべての市民が、住み慣れた地域のなかで、共に豊かに安心して生活できるよう「人権の花咲くまち吉野川」をめざし、啓発事業等を積極的に進めていますが、今なお同和問題をはじめ、女性問題などさまざまな人権問題が根強く残っていることも事実です。

地域での福祉活動が活性化されるには、こうした人権が保障され、不平等感が解消されることが前提であり、地域全体でのあらゆる差別を許さないという 意識の高まりが必要です。

■ 具体的施策

- ① 人権尊重に関わる啓発・広報活動の推進
 - ●あらゆる人権侵害をなくすため、人権施策推進計画に基づき、各分野において人権啓発事業を充実するとともに、市の広報紙やホームページ等を通して情報発信に努めます。

② 人権教育の充実

●人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権意識・人権感覚をみがくために、学校教育や生涯学習などあらゆる場で人権教育の充実を図ります。また各関係機関と連携を密にし、相談事業の充実を図ります。

③ 男女共同参画の推進

● 男女共同参画基本計画に基づき、地域社会、家庭、職場、学校等における 慣習・しきたりの見直し等、意識の昂揚を図りつつ、市民一人ひとりの人 権が尊重され、男女がいきいきと心豊かに生活できる社会を目指し啓発事業を推進します。

④ 人権に関する啓発・学習活動への支援

●地域や職場、学校などにおいて人権問題の学習会に取り組むとともに、啓発ビデオや機材等の学習教材の貸し出しを行い、学習活動の支援を行います。

■ 関連事業

事業名	所管課
吉野川市男女共同参画基本計画	人権課・生涯学習課
吉野川市人権施策推進計画	人権課・生涯学習課

■ 行動指針

市民の 役 割 (自助)	〇人権問題や男女共同参画に関する課題に取り組み、人権意識の高揚に 努めます。
地域の 役 割 (共助)	〇地域で人権問題等の研修会に取り組むことにより地域内の意識の 向上を図ります。
行政の 役 割 (公助)	○人権に係わる情報提供及び学習の機会を充実します。 ○人権相談体制を充実します。

3-4 安心・安全なまちづくりの推進

(1) 関係機関との連携による防災・防犯体制の整備

■ 現状・課題

地域には、寝たきりの高齢者やひとり暮らし高齢者、障がいのある人など何らかの支援を必要とする人が生活しており、特に、緊急時や災害時の避難などの支援体制づくりは重要な課題です。

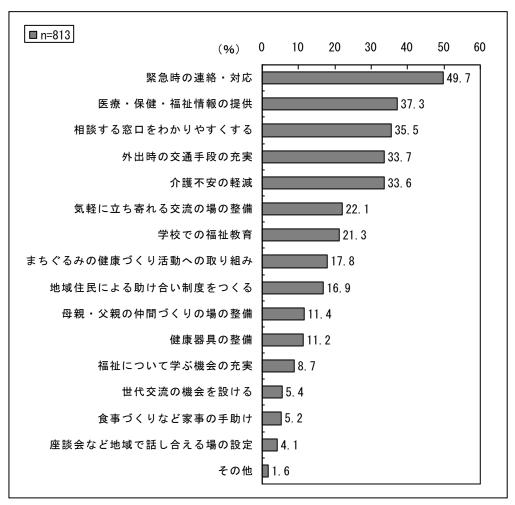
市民アンケート結果においても、福祉のまちづくりのために取り組んでほしい事項として、緊急時や災害時の支援体制が求められていますが、その一方で、個人情報保護制度との兼ね合いから、避難に支援を要する高齢者や障がいのあ

る人のニーズや実態を自主防災組織や地域へどのように周知していくかが課題 となっています。

また、今日、全国的に犯罪の巧妙化や悪質な犯罪件数が増加傾向にあり、特に犯罪の標的になりやすい子どもや高齢者、障がいのある人に対する防犯対策の充実を図っていくことが必要です。

こうしたことから、関係機関・団体等との連携を強化するとともに、近隣住民 同士の交流や地域での見守りネットワークを通して、防犯体制や災害発生時に 対応できる地域づくりを進めていく必要があります。

図表 福祉のまちづくりのために取り組んでほしいことについて (再掲)



地域福祉計画策定のための市民アンケート調査結果

■ 具体的施策

- ① 災害時要援護者への支援
 - ●関係機関・団体等と連携し、災害時における緊急連絡体制整備や、自主防 災組織と連携して支援体制づくりを推進します。
- ●プライバシーの保護に配慮しながら、災害時に避難誘導など必要とする要

援護状態にある高齢者などの支援に努めます。

② 自主防災組織の育成・支援

●地域ぐるみで防災体制の充実を図るため、組織の機能強化を図り、自主防 災組織を育成します。

③ 市民の防災意識の高揚

●災害に関する講習会の実施、また市の広報紙やホームページなどを通じ、 災害時における避難場所などの周知を図ります。

④ 災害対策拠点などの公共施設の整備充実

●災害対策の拠点施設や避難施設となる公共施設などの耐震化に努めます。

⑤ 地域防犯ネットワークの構築

- ●防犯に関する講習会などを実施し、市民一人ひとりの防犯意識を高めます。
- ●悪質商法等から高齢者や障がいのある人を守ったり、子どもを巻き込む事件などを防ぐため、啓発や相談活動の充実に努めるとともに、青少年育成団体等が行う防犯活動への支援を行うなど、地域での関係機関・関係団体との連携による防犯活動や安全活動の充実を図ります。

⑥ 地域における防犯パトロール組織の整備

●地域における犯罪を地域住民で防ぐため、行政、関係団体が連携して地域 住民による防犯組織の強化を図り、地域全体での防犯体制づくりを促進し ます。

⑦ 学校サポーターズクラブの設立促進

●学校からの要望に対応し、スクールガードや防犯パトロール等を実施する 学校サポーターズクラブの設立を促進します。

■ 関連事業

事業名	所管課
防犯灯の設置	総務課
災害時要援護者支援事業	防災対策課•福祉総務課
救急医療情報キットの配布事業	福祉総務課

■ 行動指針

市民の 役 割 (自助)	○日常生活を通じ地域の人との交流を深めるとともに、地域での見守り活動や避難訓練などの防災・防犯訓練などに積極的に参加するようにします。○日ごろから防災・防犯に関する情報に関心をもち、活用し、また、学習機会へ参加するなどし、防災・防犯意識を強くもって行動できるようにします。
地域の 役 割 (共助)	〇地域での防災訓練、避難誘導訓練などを行い、災害時における要援 護者などの支援体制づくりを進めます。 〇地域の実情に応じた防災・防犯マップの作成など、各地域毎での自 主活動に取り組みます。
行政の 役 割 (公助)	〇関係機関との密接な連携確保とともに、地域での人材育成の支援に 努めるなど、実効性ある防災・防犯体制を確保します。 〇地域防災計画などをもとに、効果的な施設整備、体制づくりに取り 組みます。

(2) 市民のだれにもやさしいバリアフリーのまちづくり

■ 現状・課題

高齢者や障がいのある人などが不自由なく外出ができ、それぞれの能力を生かしながら、積極的に就労や趣味、地域活動、ボランティア、スポーツ・レクリエーションなどの社会参加ができる環境づくりが求められています。

そのためには、不特定多数の人が利用する公的な施設が、誰にとっても使い やすく快適なものとなるようにバリアフリー10化を進める必要があります。

さらに、より多くの人が安全で快適に利用できるよう、今後のまちづくりにおいてユニバーサルデザイン¹¹の視点を取り入れ、すべての人が活動しやすい生活環境の整備を進めることが必要です。

また、高齢者や障がいのある人などにとっては、日常生活を送る上で移動手

10 バリアフリー:「バリア (障壁)」を「フリー (のぞく)」、つまり障壁となるものを取り除くことで生活しやすくしようという考え方のことです。もともとは建築用語として、道路や建築物の入口の段差などを除去することを意味していましたが、現在では、物理的な障壁以外に、社会的、制度的、心理的なバリアの除去という意味で用いられています。

¹¹ ユニバーサルデザイン:ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

段を確保することが不可欠な条件ですが、公共交通機関の利便性については、必ずしも満足できる状況とは言えません。

本市では、公共交通機関として JR 鉄道や巡回バスなどが運行されており、 日常的な移動手段として活用されていますが、バスの運行本数や車両設備、路 線の設定などの課題も残されており、公共交通の一層の利便性向上に努める必 要があります。

■ 具体的施策

- ① 既存施設のバリアフリー化の推進
 - ●「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー法)」等に基づき、公共施設や道路、公園等のバリアフリー化について、 重点的・計画的に取り組みます。
 - ●不特定多数が利用する民間施設について、事業者の理解を深め、施設のバリアフリー化を促進します。
- ② ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくり
- ●今後、新たに整備する施設などについては、高齢者や障がいのある人のために特別な仕様でつくるのではなく、すべての人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインを取り入れて整備し、まちづくりを進めます。
- ③ 公共交通機関の充実
 - ●鉄道やバスの充実を関係機関に求めるとともに、交通機関の有機的連携などにより通勤・通学者の利便性向上を図り、高齢者や学生など自家用車利用が困難な市民の交通手段となる公共交通機関の確保に努めます。
- ④ 福祉サービスなどによる移動手段の充実
 - ●高齢者や障がいのある人などをはじめ、より多くの人々が、気軽に社会参加でき、さまざまな交流を深めることができるよう、有償並びに無償の福祉サービスなどによる地域の交通手段を充実します。

■ 行動指針

市民の

〇身の回りで、歩行・通行上の危険箇所などに気づいたら役所等へ知らせます。

役割 Oバリアフリーやユニバーサルデザインの趣旨を理解するとともに、(自助) 公共施設などの利用に際しては一人ひとりが周囲に配慮して行動します。

地域の 役 割 (共助)	〇バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりを全市的に推進できるよう、そのために地域としてできることを考え、行動していきます。
行政の	〇バリアフリーやユニバーサルデザインについて市民への情報提供
役 割	に努めるとともに、職員一人ひとりがその必要性を十分認識し、事
(公助)	業・サービスの推進に心がけます。

第4章 計画の推進のために

(1) 市内各地域における推進体制

本計画の推進にあたっては、市内各地域において、民生委員・児童委員などの相談・支援員や団体、地区社会福祉協議会、ボランティア団体などが連携を強め、地域住民の積極的な参加を促し、地域一体となって地域福祉活動を推進していくことが必要であり、市内各地域での体制づくりを進め、市は、この推進体制づくりへの積極的な支援を行います。

(2) 市民、ボランティア、NPO、民間事業者等の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員であるとの自覚を持つことが大切です。また、市民一人ひとりが地域福祉の担い手としての意識をもち、同時に、自らボランティア活動や NPO 活動などの地域活動に主体的かつ積極的に参加するなど、具体的な活動を実践していくことが不可欠です。

民間事業者には、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供や公開、他のサービスとの連携に努めることが求められています。さらに、地域の福祉ニーズに基づく新たなサービスの提供や、市民の地域復帰への支援、福祉のまちづくりへの参画に取り組むことも求められています。

本計画を実効あるものにするためには、こうした市民をはじめボランティアやNPO、事業者、民間企業等のさまざまな主体による自主的な取り組みと相互の連携による協働の取り組みが不可欠です。

(3) 行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には市民の福祉の向上を目指して福祉施 策を総合的に推進する責務があります。

このため、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、行政内部においては、福祉・保健・医療分野をはじめ、雇用・教育・文化・交通・住宅など関係部署との連携強化を図り、市政のあらゆる分野の施策を地域福祉の視点から見直し、分野横断的・総合的な施策が推進されるよう取り組みます。

さらに、地域福祉への住民参加の機会の拡充に努めるとともに、総合相談 体制や地域福祉活動拠点の整備支援、情報提供の充実などに努めます。

(4) 社会福祉協議会の推進機関としての役割

平成 12 年、社会福祉法に地域福祉の推進が社会福祉の理念として規定されるとともに、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置づけられました。社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するためのさまざまな事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への住民 参加をはじめとして、計画の各分野で市社会福祉協議会が大きな役割を担う ことが期待されています。

このため、社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

(5) 県・県内市町村等との必要な情報の共有と連携

計画を総合的・効果的に進めるため、県が平成 23 年度に計画期間を平成 24年度から 26 年度までの 3 年間として策定した『とくしま "福祉のきずな"サポートプラン (徳島県地域福祉支援計画)』を参考に地域福祉の推進を 図ります。

また、社会情勢や国の法令・制度改定に対応するために県・県内市町村・ 近隣福祉関係機関等との必要な情報の共有と連携を図ります。

資料編

1. 地域福祉計画の策定経過

開催日	会議名等	内 容
平成24年8月	市民アンケートの実施	20歳~75歳の市民に実施(郵送法) 2,000票配布、うち回収813票
平成24年 8月28~29日	各種団体代表者等ヒアリングの実施	団体の現状・課題や市に対する要望や提案等についてインタビュー方式で実施。 【参加団体】 ・吉野川市社会福祉協議会 ・吉野川市民生委員児童委員協議会 ・吉野川市ボランティア連絡協議会 ・吉野川市シルバー人材センター ・吉野川市身体障害者連合会 ・吉野川市手をつなぐ育成会 ・吉野川市婦人団体連合会 ・吉野川市老人クラブ連合会
平成24年 10月25日	第一回策定委員会	1 役員の選任2 協議事項(1)地域福祉計画について(2)アンケート調査結果報告について
平成24年 11月21日	第二回策定委員会	1 協議事項(1)地域福祉計画素案について(2)パブリックコメントについて
平成24年 11月28日 ~ 12月28日	パブリックコメント の実施	市民からの意見募集
平成25年 1月●日又は2月●日	第三回策定委員会	

2. 策定員会設置要綱

吉野川市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、吉野川市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、福祉に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、吉野川市地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1)計画の策定に関すること。
 - (2) 地域福祉を取り巻く現状と課題の調査及び分析に関すること。
 - (3) 計画を策定するための基本事項の検討及び総合的調整に関すること。
 - (4) その他計画の策定に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

- 第3条 策定委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、地域福祉施策に関し見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、策定委員会を総括し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、策定委員会において調査し、又は審議した結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、福祉総務課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この告示の施行後最初の策定委員会の会議の招集は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

3. 策定委員名簿

吉野川市地域福祉計画策定委員名簿

氏 名	所 属 役 職 等	備考
東谷 克子	吉野川市民生委員児童委員協議会会長	
猪上 清美	吉野川市身体障害者連合会会長	
岡田 廣士	吉野川市手をつなぐ育成会会長	
岡田 哲	吉野川市医師会会長	
藤井 吉信	吉野川市ボランティア連絡協議会会長	
玉井 豊	吉野川市社会福祉協議会事務局長	
重本 清	吉野川市老人クラブ連合会会長	
野口優子	吉野川市婦人団体連合会会長	
中野 秀章	養護老人ホームあけわ施設長	
小倉 智子	徳島県立鴨島支援学校校長	
大木元 繁	徳島県東部保健福祉局吉野川保健所長	
市原 恭子	吉野川市子育て応援団副団長	
田村 修司	吉野川市議会文教厚生常任委員会委員長	
大杉 正宏	吉野川市教育委員会教育長	
鎌田 宏道	吉野川市福祉事務所所長	